

家族信託専門士・コーディネーター フォロー研修

第24回

公開：2023年9月

本研修のスケジュール

開始	終了		内容	担当
13:30	13:40	0:15	オリエンテーション	事務局
13:40	14:20	0:40	1. 特別講義 認知機能の低下が経済活動に与える影響と 高齢者の財産を見守る仕組み ～「ファイナンシャル・ジェロントロジー」とは？	慶應義塾大学経済学部 教授 ファイナンシャル・ ジェロントロジー研究センター センター長 駒村 康平 様
14:20	14:50	0:30	2. 家族信託を取り巻く潮流① ～「認知症対策」における諸制度の変化	本協会理事・弁護士 菊永 将浩
14:50	15:00	0:10	休憩	
15:00	15:40	0:40	3. 家族信託を取り巻く潮流② ～金融機関における家族信託への取り組み状況	三井住友信託銀行 専門理事 中央大学研究開発機構 教授 八谷 博喜 様
15:40	16:00	0:20	全体質疑応答	終了（予定）

特別講義

認知機能の低下が経済活動に与える影響と 高齢者の財産を見守る仕組み ～「ファイナンシャル・ジェロントロジー」とは？

慶應義塾大学経済学部 教授
ファイナンシャル・ジェロントロジー研究センター センター長

駒村 康平 様

認知機能の低下が経済活動に与える影響と 高齢者の財産を見守る仕組み

駒村 康平

慶應義塾大学経済学部教授

(慶應義塾大学経済研究所ファイナンシャル・ジェロントロジー研究センター長)

全国社会福祉協議会理事

日本金融ジェロントロジー協会学術顧問

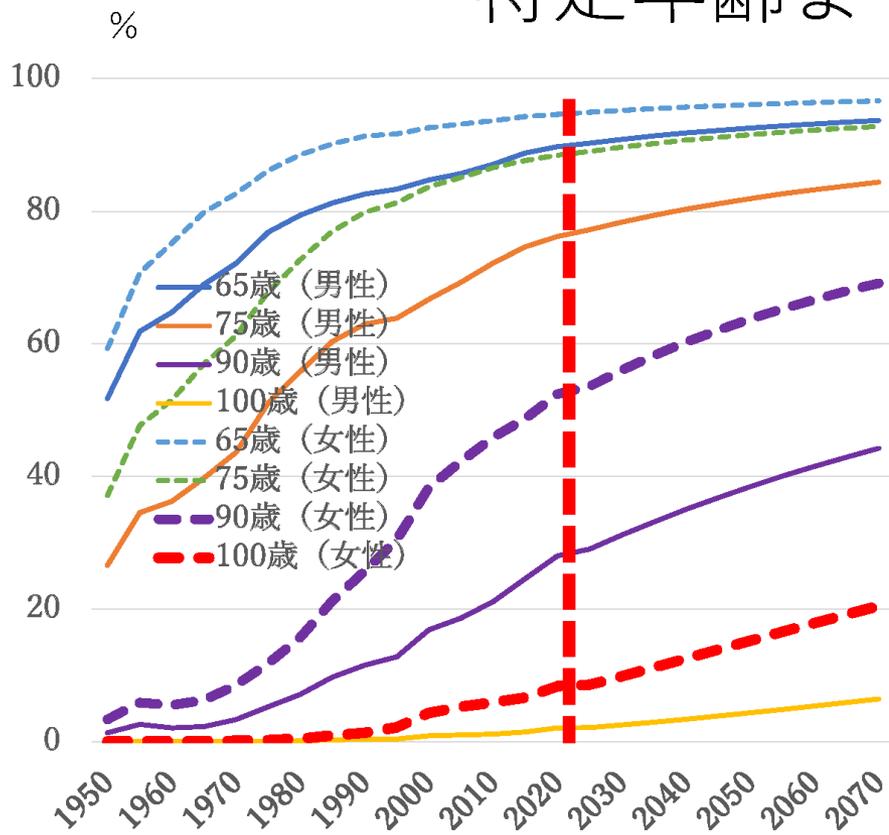
Copyright © 2021Kohei Komamura All Rights Reserved

高齢化社会における見逃されている課題

- 1：寿命90年時代に
- 2：資産の高齢化
- 3：認知機能の変化と経済行動
- 4：SIPによる解決

Copyright © 2021Kohei Komamura All Rights Reserved

特定年齢までの生存率%

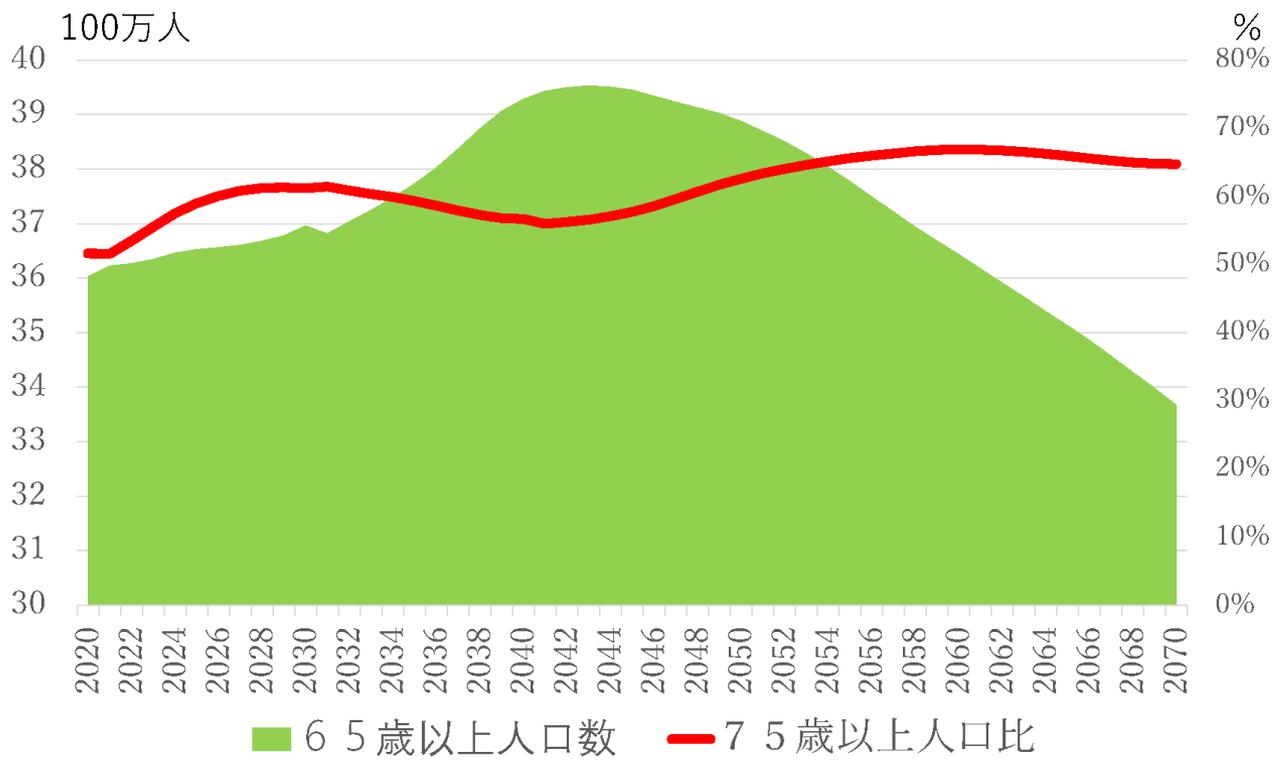


1. 現在、全体40%近い人が90歳以上まで生存する。
2. 最頻死亡年齢はすでに90歳に接近している。

	2020		2040		2070	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
平均寿命	81.58	87.72	83.57	89.53	85.89	91.94
寿命中位年齢	84.54	90.51	86.4	92.23	88.61	94.41
最頻死亡年齢	89	93	90	94	92	96

出典：国立社会保障・人口問題研究所（2023）「将来日本の人口推計」

65歳以上人口と高齢者に占める75歳以上の割合

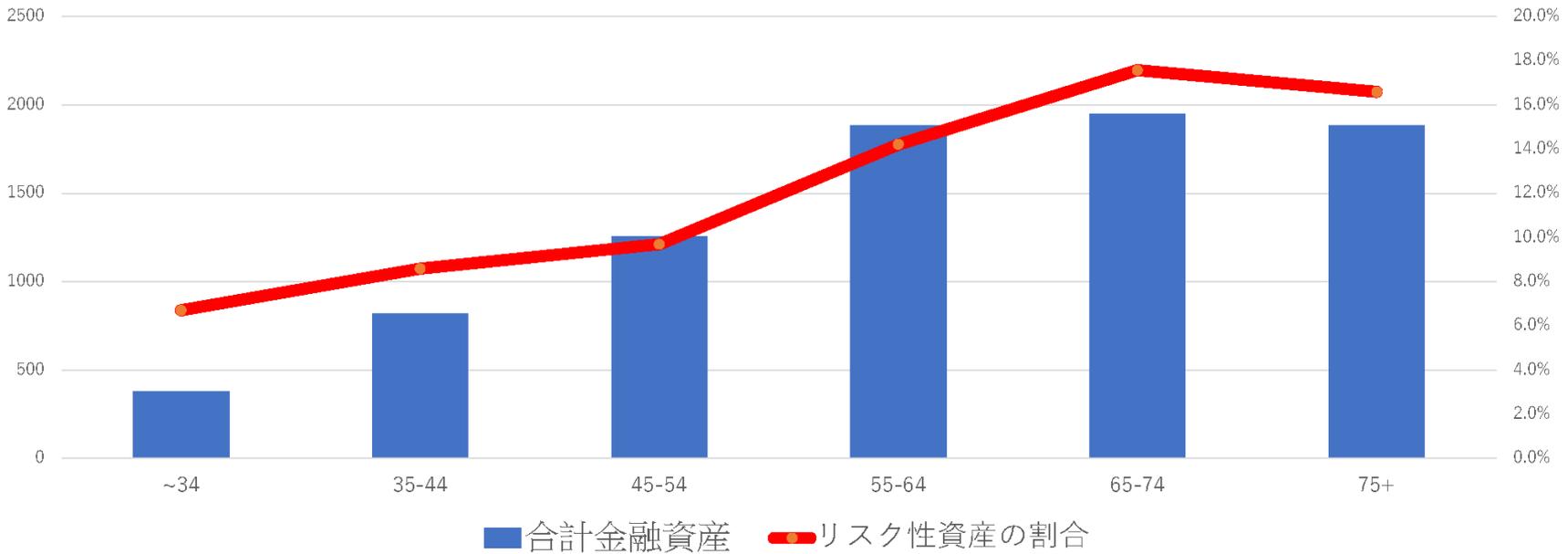


1. 65歳以上人口は2040年前後に4000万にに接近する。
2. 高齢者に占める75歳以上人口比率は最大65%程度になる。
3. 今後、増加する高齢者は75歳以上である。

出典：国立社会保障・人口問題研究所（2023）「将来日本の人口推計」

加齢とともに増加する金融資産額とリスク性資産の割合

加齢と金融資産合計額（万円：左）、リスク性資産（株式・債券、信託等）割合（%：右）



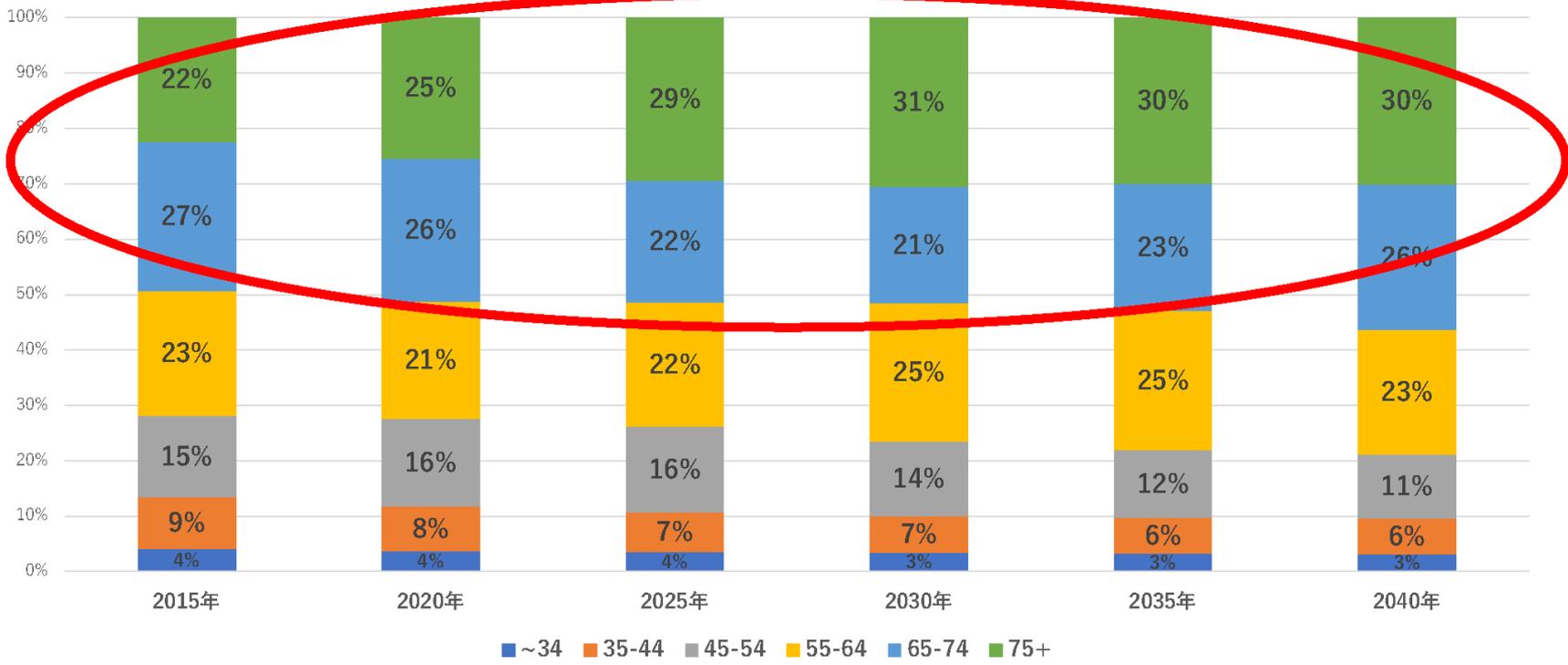
出所：総務省『平成21年全国消費実態調査』 個票データより筆者作成

注：総務省統計局『全国消費実態調査』の調査票情報を筆者が独自集計したものである。そのため全国消費実態調査の本体集計との整合性があるとは限らない。また特に標本数の少ない集計区分では標本誤差に留意が必要である。今回、調査票情報の利用を許可いただいた総務省統計局関係各位に心より感謝申し上げます。なお、本研究はJSPS科研費26380372の助成を受けたものである

「金融資産」の高齢化

75歳以上の保有割合が2030年には31%

金融資産の高齢化（年齢別金融資産の保有割合の推計）
日本の世帯数の将来推計(全国推計)Ⅱ(2018年推計)より作成

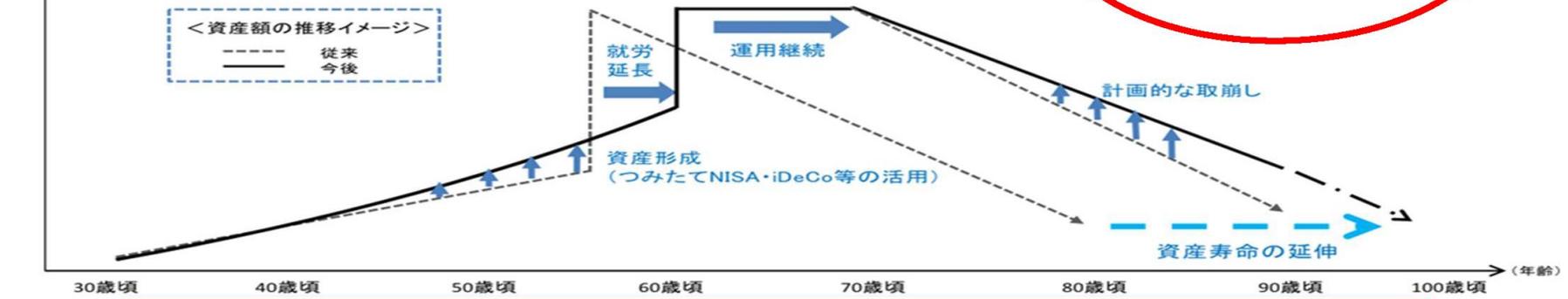


生涯にわたる資産管理と運用

金融庁市場ワーキンググループ資料

ライフステージ別の留意点

① 現役期	② リタイヤ期前後	③ 高齢期
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 早い時期からの資産形成の有効性の認識 ✓ 少額からでも長期・積立・分散投資などによる安定的な資産形成 ✓ 自らにふさわしいマネープランの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 退職金がある場合、それを踏まえたマネープランの検討 ✓ 就労継続や収支の改善策の実行 ✓ 資産運用継続と計画的な取崩し 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 心身の衰えを見据えたマネープランの見直し ✓ 認知・判断能力の低下・喪失への備え



資産寿命を延ばす顧客の行動をサポートするため、金融サービス提供者に求められる対応

- ・ 顧客本位の業務運営 (顧客にふさわしいサービスの提供、手数料の明確化、分かりやすい説明等)
- ・ 持続可能なサービス (サービスに見合った適切な対価の設定と説明)
- ・ 「自助」充実のニーズ増に応じた資産形成・管理やコンサルティング機能の強化

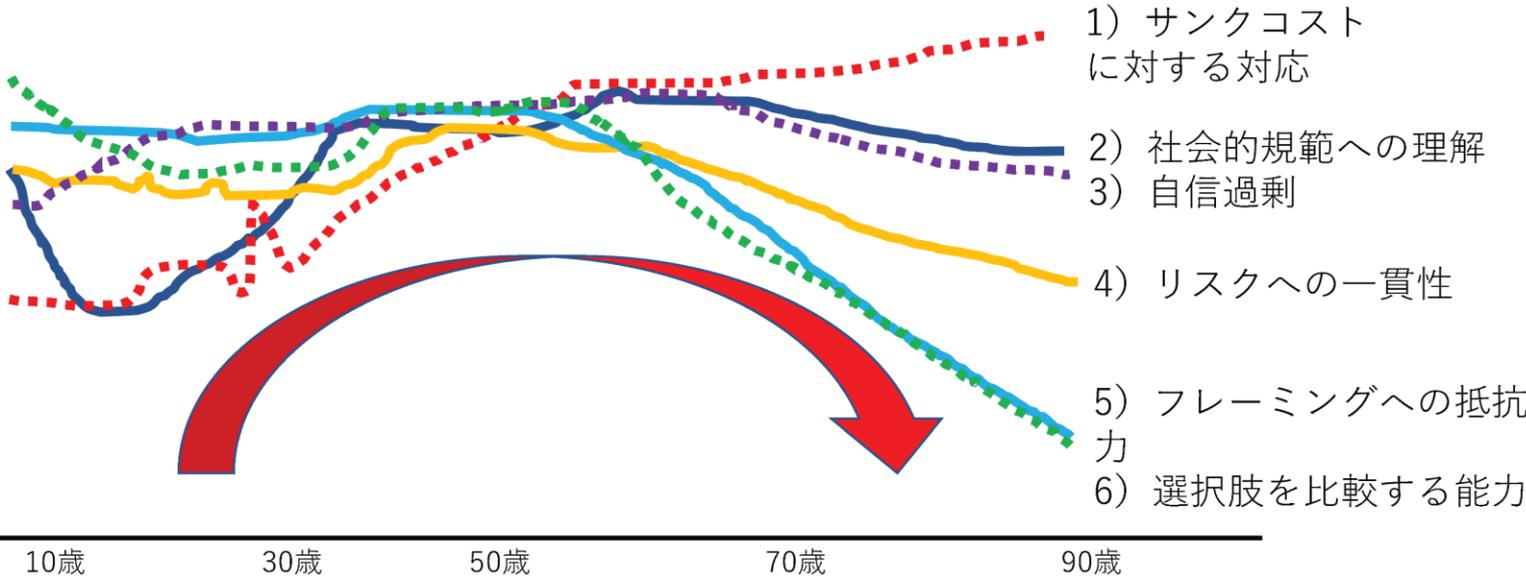
等

行政や業界団体などによる環境整備 (資産形成制度の充実、高齢顧客保護など)

加齢に伴い変化する意思決定に関わる コンポーネントの変化

標準化のスコア

• 出典：Strough, J., Parker, A. M., & de Bruin, W. B. (2015). Understanding life-span developmental changes in decision-making competence. In Aging and decision making (pp. 235-257). Academic Press.



年齢と金融資産の管理能力の関係

認知機能とリテラシー、経験のバランスによって影響を受ける

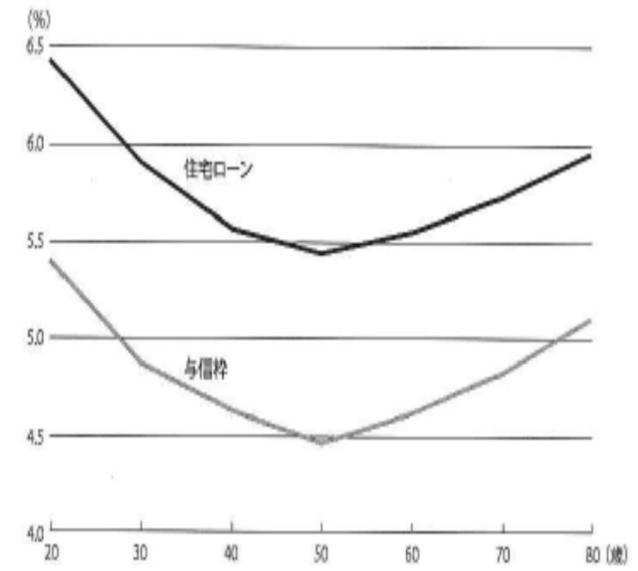
・2000年~2002年にかけて、金融機関から14,800程度の個票データを分析し、年齢によって住宅ローン等の際に設定される実質金利 (APR = Annual Percentage Rate) がどのように変化するかを分析。

・APRは、クレジットヒストリー (クレジットカードの限度額使用率、支払い履歴、破産などのネガティブ情報) のスコアが低い場合、金利が高く設定される。

・金融資産の管理能力は、50代前半でピークになる。(資産管理の能力低下。より広範な問題)

Agarwal S, Driscoll J, Gabaix X, Laibson D (2009) The age of reason: Financial decisions over the life-cycle and implications for regulation. Brookings Papers on Economic Activity 2009: 51-117.

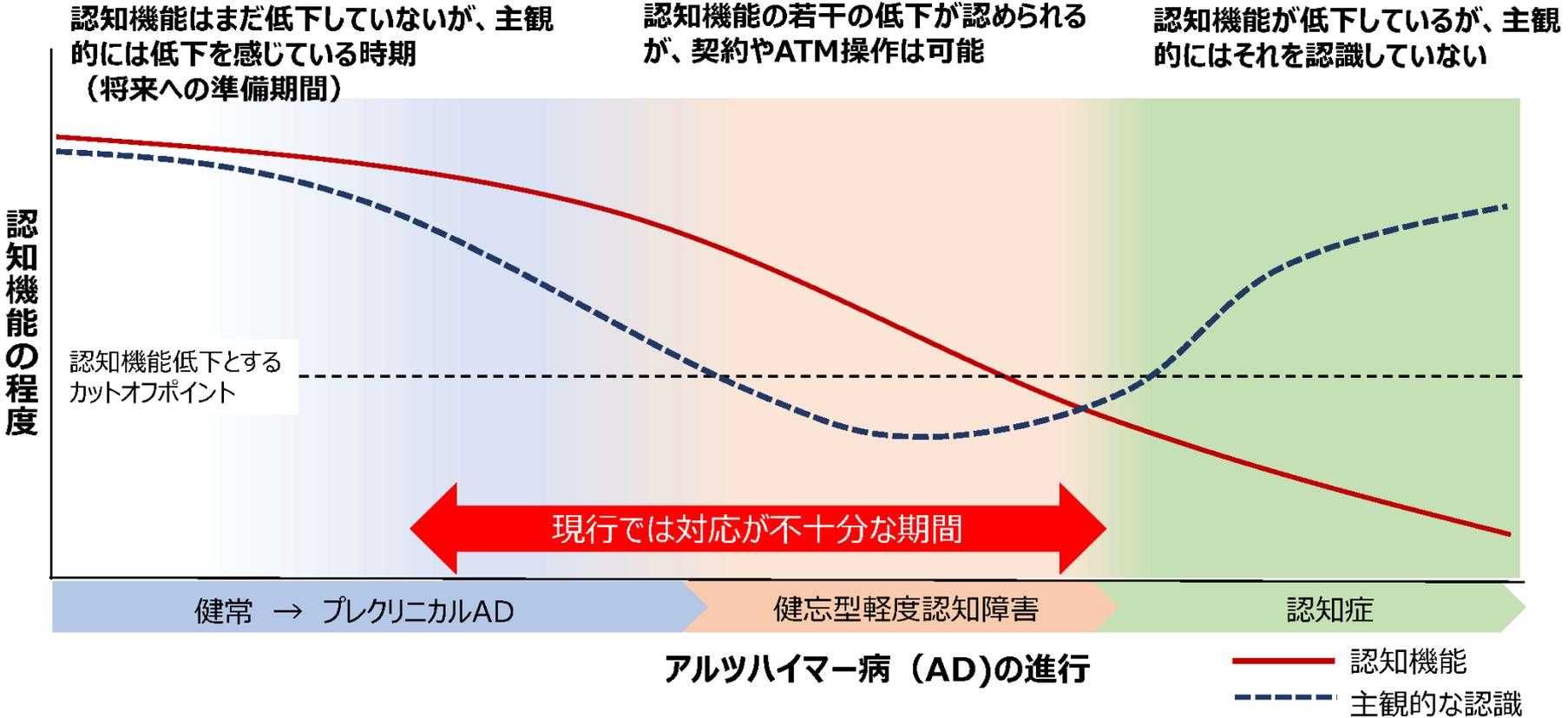
図表1-9 年齢と実質金利 (APR) の変化



(出所) Agarwal S et al. "The Age of Reason: Financial Decisions over the Life Cycle and Implications for regulation," *Brookings Papers on Economic Activity*, Fall 2009.

Copyright © 2021 Kohei Komamura All Rights Reserved

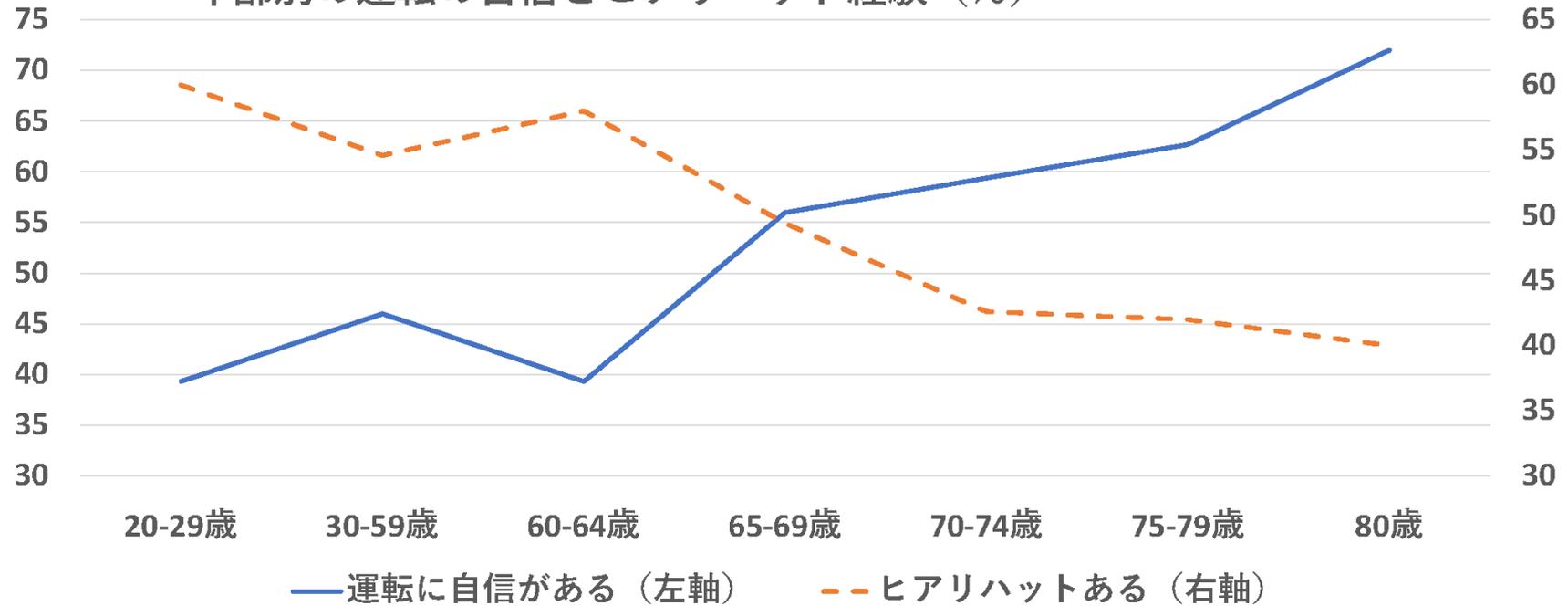
認知機能の変化と自己評価 (主観的な認識)



Ávila-Villanueva, M., & Fernández-Blázquez, M. A. (2017). Subjective Cognitive Decline as a Preclinical Marker for Alzheimer's Disease: The Challenge of Stability Over Time. Frontiers in aging neuroscience, 9, 377. <https://doi.org/10.3389/fnagi.2017.00377>

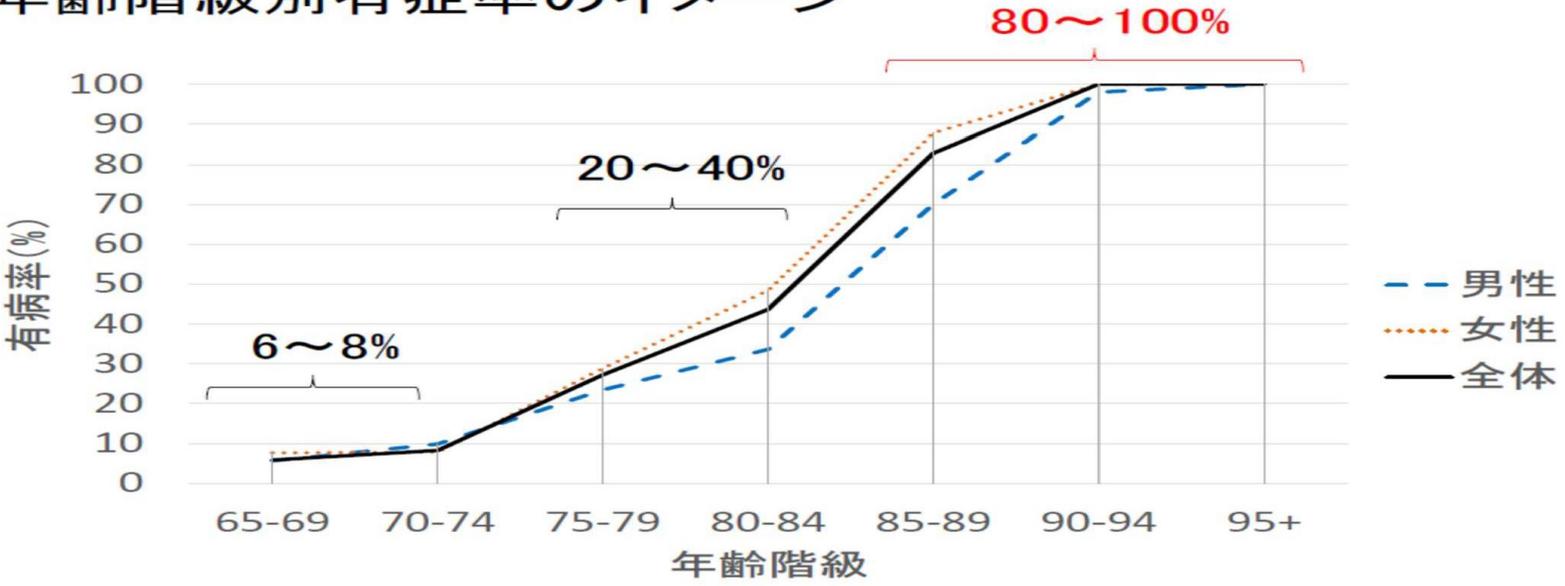
危険を認知していないの？

年齢別の運転の自信とヒアリハット経験 (%)



年齢別のMCIおよび認知症の有症率

高齢者におけるMCIまたは認知症の年齢階級別有症率のイメージ

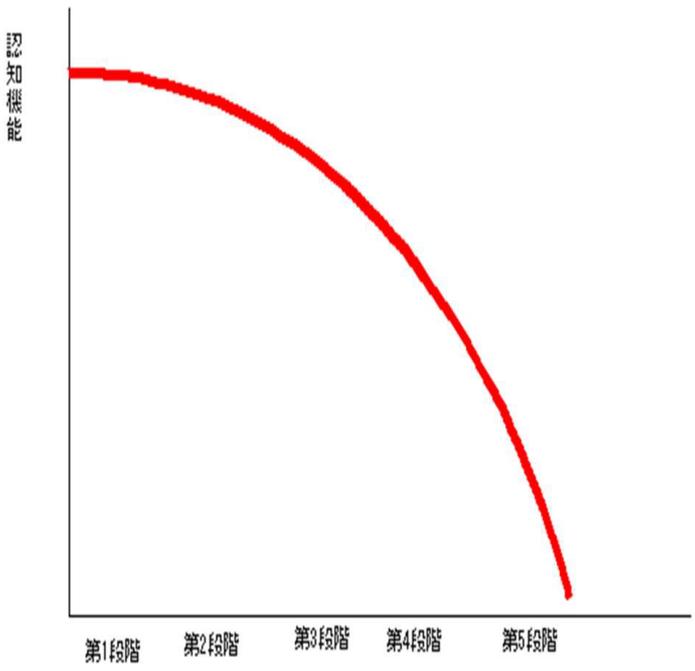


MCIの有症率が認知症の有症率とほぼ同等と見なして作成した。

8

出典：東京都健康長寿医療センター 栗田主一「高齢者の特性を踏まえたサービス提供のあり方検討会資料」

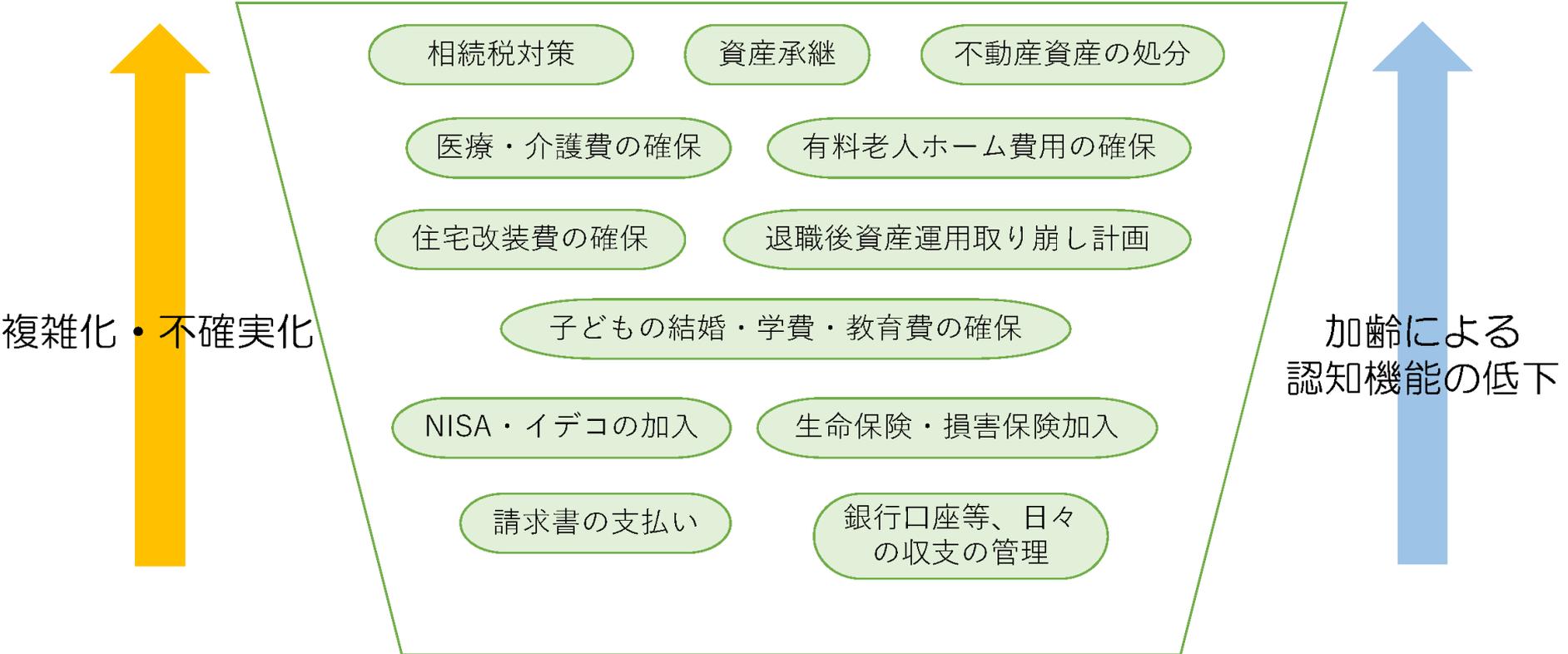
認知機能の低下とともに低下する金融に関する認知機能



第1段階	通常加齢	最小限の低下
第2段階	MCI	銀行取引明細書の管理、請求書の支払い、複雑な処理能力能力が低下。適切な金融管理や経済虐待の被害など。
第3段階	軽度アルツハイマー病 (MILD AD)	お金を数えるといった簡単なものから、複雑な処理を要するほぼすべての金融能力を喪失。
第4段階	中程度アルツハイマー (Moderate AD)	自力で金融取引を行うことは困難
第5段階	アルツハイマー	完全に金融能力は喪失する

出所：Widera et al. (2011) を参考に筆者作成

資産管理・運用を巡る年齢の不都合な真実（不都合な逆台形）
年齢とともに、複雑・不確実な対応（そして金額）が増えるが、認知機能は逆に低下する



金融機関は何に困っているのか？

- 出典：COLTM（2020）『高齢顧客の判断能力評価、及び意思決定支援における金融業界全体のルール策定についての提言』

場面	影響する症状	予想される困りごと
来店時	記憶障害	来店目的がわからない
		一日に何度も来店する
金融商品の契約時	見当識障害	自分が銀行にいることがわからない
	記憶障害	説明された内容を覚えられない
	見当識障害	職員を認識できない
	実行機能障害	手続きの手順が把握できない
	理解力・判断力の低下	職員の言葉の意味が理解できない
		契約内容の損得が把握できない
契約締結の可否が判断できない		
現金の取引時	記憶障害	取引する具体的な金額を覚えていない
	実行機能生涯	ATMの使い方がわからない
契約後取引後	記憶障害	契約の内容、あるいは取引したこと自体を覚えていない
		通帳や印鑑、契約書の保管場所が思い出せない
	見当識生涯	次回の来店日が把握できない
	実行機能障害	契約や取引に関するトラブルが発生した際の対処の手順がわからない
	理解力・判断力の低下	契約を継続すべきか、あるいは解約すべきかの判断ができない

本事業の全体像

開発技術と実装イメージ（開発された技術を活用し、社会実装を行い、事例化した上で全国に展開）

想定される効果

経済活動・地域生活から排除される高齢者

認知機能の低下はグラデーション状に進む。主観的認知機能低下と客観的認知機能の低下の乖離で発生する問題

▼

認知機能が低下しても経済活動ができるように見守り、支える仕組み

認知機能の低下の経済的影響

75歳以上で600兆円の金融資産。うち100-200兆円が認知症の人等の保有となっている。

▼

日本経済・社会に深刻な影響

4つのサブテーマ

- 1) 認知機能の低下を経験した高齢者の経済活動を見守り、支える社会経済システムの確立と普及
 - モデル事業
 - 全国推進会議
- 2) 金融機関等における高齢者自身が経済活動における認知機能の低下を把握する技術(判断能力のレーティング技術)の開発と社会実装
 - アプリ開発
 - 実装
- 3) 金融機関等における高齢者の認知機能の判断・経済取引を支える技術(リスクの推定と認知機能に合わせた対応技術)の開発と社会実装
 - チェックリスト開発
 - AIツール開発
 - 実装
- 4) 金融機関等における認知機能の低下した高齢者の遺言作成支援ツールの開発と社会実装
 - チェックシート開発
 - 自然言語処理ツール開発
 - 実装

認知症のリスクを早期に検知し、適切なケアにつなげる

個人情報の問題を回避しながら、福祉機関との速やかな連携

経済取引の対象から今まで排除されていた認知機能に問題のない高齢者が取引に参加できるようになる

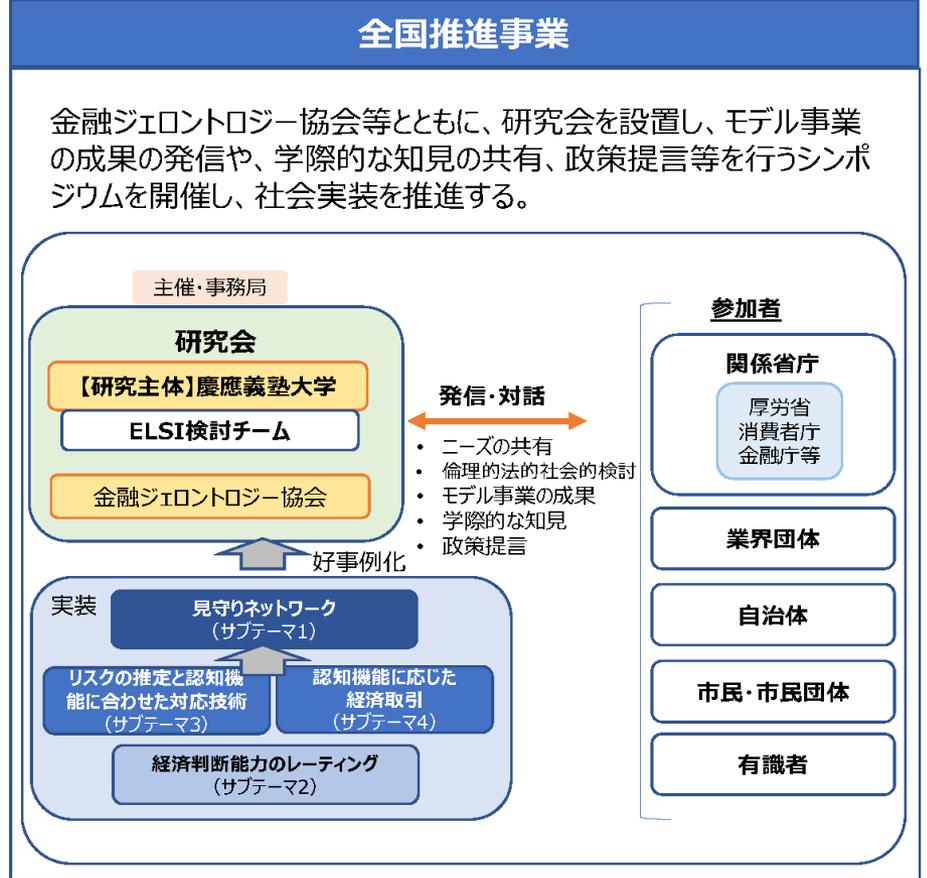
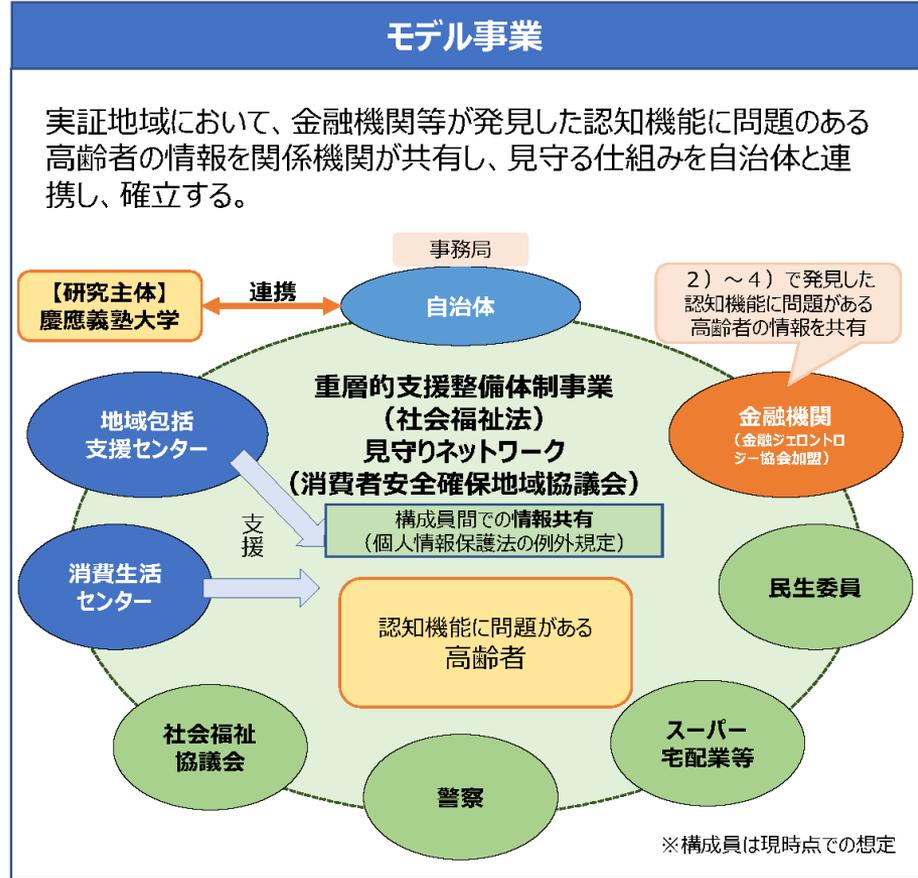
認知機能が低下しても、経済取引に参加できるようになる

寛容性と自律性の向上・Well-beingの最大化

包括的コミュニティの確立

1) 認知機能の低下を経験した高齢者の経済活動を見守り、支える社会経済システムの確立

17



(参考)

ジエントロジーと金融ジエントロジー

(参考)

「ジエントロジー」と「金融ジエントロジー」

加齢に伴う心身の変化を研究し、
高齢社会における個人と社会の様々な課題を解決することを目的とした、
AGING（加齢・高齢化）を科学する学問

（「老年学」、「加齢学」、「高齢社会総合研究学」）

「サクセスフル エイジング」を実現するために

(参考)

「サクセスフル エイジング」を実現するための3つの視点

健康寿命

健康上の問題で
日常生活が制限される
ことなく生活できる
期間

社会活動寿命

高齢期を生き活きと
過ごすための
社会活動ができる期間

資産寿命

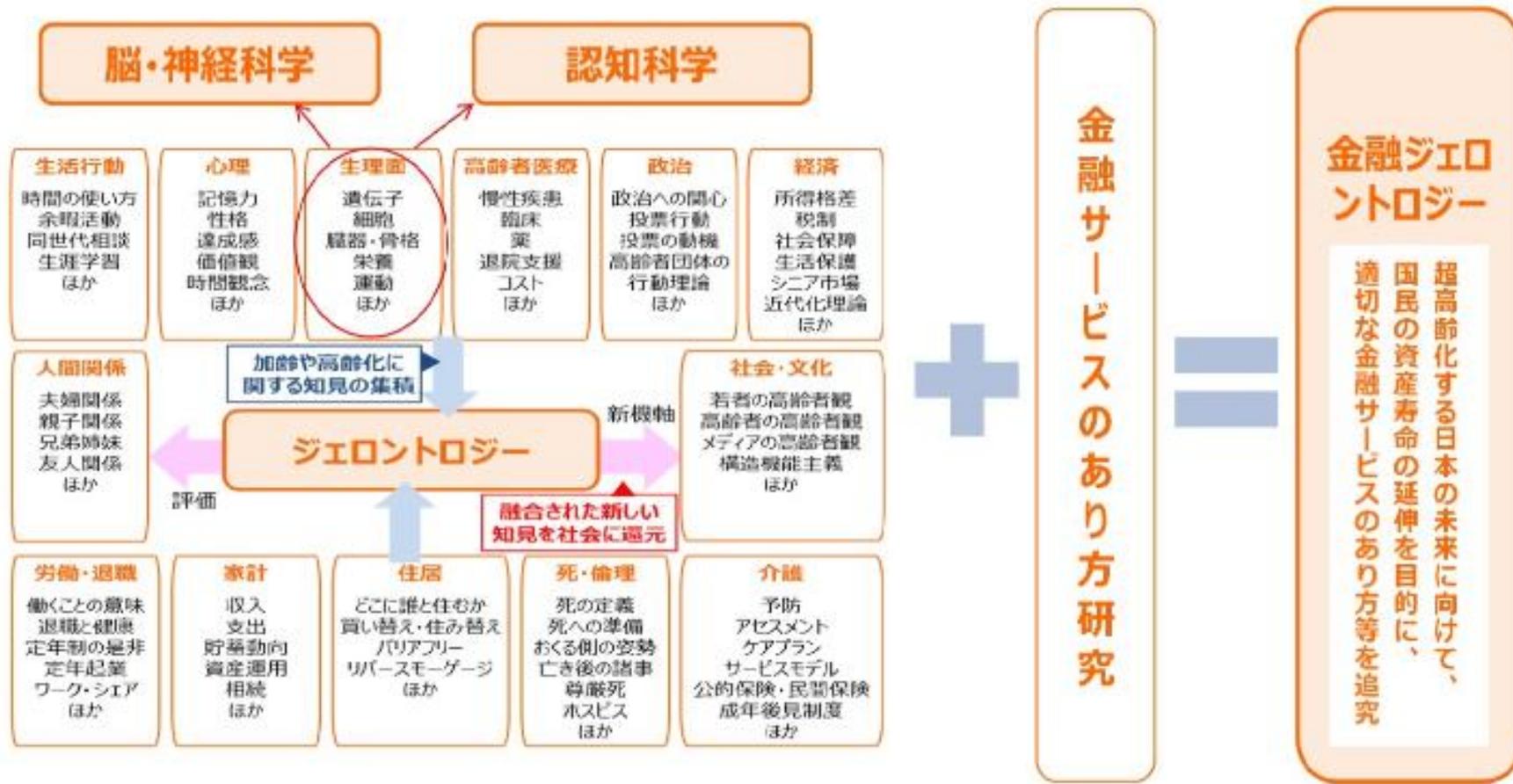
高齢期以前から
形成した資産が
尽きるまでの期間

(出典：ニッセイ基礎研究所 レポート2020年)

https://www.nliresearch.co.jp/report_category/tag_category_id=15?site=nli

(参考)

図表1 金融ジェロントロジーの概念図



(出典：ニッセイ基礎研究所 前田 展弘 氏レポート2020年)₂₄

家族信託を取り巻く潮流①

「認知症対策」における諸制度の変化

本協会理事 弁護士

菊永 将浩

超・超高齢社会が急速に進展するに従って、

**「高齢者を対象とした諸制度やサービス」は
時代の要請に従った変化を求められる（変化せざるを得ない）**

**まさにその過渡期である今、
高齢者の資産管理や承継の専門家である私たちは、
それらの変化を注視し、
利用者に対し「正確な情報提供」を行うことが求められる**

今回取り上げる3つの変化

I : 成年後見制度の見直し

II : 金融機関ATMの利用制限

III : 「代理人制度」

I : 成年後見制度の見直し

1. 2022年3月25日、「第2期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定



この内容に基づき、成年後見制度の利用促進に向けた検討が行われている。

[公益社団法人 商事法務研究会 | 成年後見制度の在り方に関する研究会
\(shojihomu.or.jp\)](http://shojihomu.or.jp)

[厚生労働省 成年後見制度利用促進専門家会議
\(mhlw.go.jp\)](http://mhlw.go.jp)

I : 成年後見制度の見直し

第一期計画の課題と第二期計画における対応について

第一期計画における課題 (平成29年度~令和3年度)

○ 成年後見制度とその運用について

- ・ 後見人等が選任されると、判断能力が回復しない限り、預貯金の解約等の課題解決後も成年後見制度の利用が継続して、本人のニーズ変化に対応できないこと（制度があまり利用されない）
- ・ 後見人等が本人の意思を尊重しない場合があること ※親族 20%
親族以外80%(うち弁護士26%、司法書士38%)

○ 後見人の報酬について

- ・ 後見人等の専門性や事務の内容に見合った報酬額の決定が必ずしもされないこと
- ・ 市町村により報酬助成事業の実施状況が異なること

○ 地域連携ネットワークづくりについて

- ・ 小規模市町村を中心に、本人の権利擁護支援を適切に行う地域連携ネットワーク（行政・福祉・法律専門職・家庭裁判所の連携のしくみ）の整備が進んでいないこと
- ・ 高齢者の増加に伴う制度の利用ニーズ増に対応するための担い手確保

第二期計画における対応 (令和4年度~8年度)

○ 成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実

- ・ 成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討を実施
- ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討を実施（民間事業者・寄付による権利擁護支援への取組等を促すため方策の検討。検討を踏まえ福祉制度・事業の見直しを検討）

○ 成年後見制度の運用の改善

- ・ 家庭裁判所と地域の関係者の連携により、本人にとって適切な後見人の選任や状況に応じた後見人の交代を実現。都道府県による意思決定支援研修の実施。

○ 後見人への適切な報酬の付与

- ・ 最高裁・家庭裁判所で適切な後見人報酬の算定に向けた検討を実施。併せて報酬助成事業の見直しを含めた対応を検討
- ・ 成年後見制度の見直しの検討の際、報酬のあり方も検討。併せて関係省庁で報酬助成等の制度のあり方も検討

○ 地域連携ネットワークづくりの推進

- ・ 都道府県の機能強化（都道府県レベルの法律専門職・家庭裁判所を含めた会議体の設置等）により地域連携ネットワークを全市町村で早期に整備（整備率はR2.10月:15%、R3年度末見込み:44%）
- ・ 地域連携ネットワークの計画的整備のため、全市町村で基本計画を早期に策定（策定率はR2.10月:16%、R3年度末59%）
- ・ 市民後見人や法人後見の担い手の育成（都道府県が育成方針策定） ※担い手の支援は地域連携ネットワークで実施

I : 成年後見制度の見直し

成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

- 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。
- 成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
 - ・ 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
 - ・ 成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。
 - ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること。不正防止等の方策を推進すること。
- 福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

今後の施策の目標等

- 成年後見制度の見直しに向けた検討、市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討、権利擁護支援策を充実するための検討を行う。また、成年後見制度の運用改善等や、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組む。
- 工程表やKPI（評価指標）を踏まえて施策に取り組む。成年後見制度利用促進専門家会議は令和6年度に中間検証を実施する。

第二期成年後見制度利用促進基本計画の構成

はじめに

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

- 1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方
 - 2 今後の施策の目標等
- ### II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
 - (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
 - (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
 - 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
 - (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
 - (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
 - (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和
 - (4) 各種手続における後見業務の円滑化

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
 - － 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
- (2) 地域連携ネットワークの機能
 - － 個別支援と制度の運用・監督－
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
 - － 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

I : 成年後見制度の見直し

第二期計画の工程表とKPI①

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
優先して取り組む事項 ※3	任意後見制度の利用促進 ・周知・広報 ・適切な運用の確保に関する取組	・全1,741市町村 ・全50法務局・地方法務局 ・全286公証役場 —	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知			関係機関等による周知の継続	
			利用状況等を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保策の検討				
	担い手の確保・育成等の推進 ・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・全47都道府県 ・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討	都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定			都道府県による担い手の継続的な確保・育成等
			都道府県における担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施				
	市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 ・成年後見制度利用支援事業の推進	・全47都道府県 ・全1,741市町村	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施			都道府県による研修の継続実施	
			市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善				
		全国で適切に実施する方策の検討			市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施		市町村による実施
権利擁護支援の行政計画等の策定推進 ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	市町村による計画策定・必要な見直し			策定状況等のフォローアップ		
都道府県の機能強化 ・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置			都道府県による協議会の継続的な運営		

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。
 ※3 優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。

I : 成年後見制度の見直し

第二期計画の工程表とKPI②

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
討 等 見 制 度 等 の 見 直 し に 向 け た 検 査	成年後見制度等の見直しに向けた検討	—	成年後見制度等の見直しに向けた検討				
	総合的な権利擁護支援策の充実	—	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討。左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討				
制 度 の 運 用 改 善 等	意思決定支援の浸透	・全47都道府県	都道府県による意思決定支援研修の実施		都道府県による研修の継続実施		
	・都道府県による意思決定支援研修の実施	—	各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発				
	・各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発	—	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成				
	・基本的考え方の整理と普及	—	保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発				
	適切な後見人等の選任・交代の推進等	—	市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応				
・柔軟な後見人等の交代の推進 (苦情対応を含む)	—	適切な報酬の算定に向けた早期の検討		地域支援事業・地域生活支援事業等の早期の検討		成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討	
・適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	—						
不 正 防 止 の 徹 底 と 利 用 し や す さ の 調 和	不正防止の徹底と利用しやすさの調和	—	後見制度支援信託・支援預貯金の普及				
	・後見制度支援信託・支援預貯金の普及	—	関係団体による保険の導入の検討、必要に応じた事後救済策の普及方策の検討				
	・保険の普及等事後救済策の検討	—					
地 域 連 携 ネ ッ ト ワ ー ク づ く り	地域連携ネットワークづくり	・全1,741市町村	市町村による制度や相談窓口の周知		市町村による周知の継続		
	・制度や相談窓口の周知	・全1,741市町村	市町村による中核機関の整備		市町村による中核機関の運営		
	・中核機関の整備とコーディネート機能の強化	—	中核機関のコーディネート機能の強化				
	・後見人等候補者の適切な推薦の実施	—	市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施				
	・権利擁護支援チームの自立支援の実施	—	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築				
	・包括的・多層的な支援体制の構築	—	取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等		権利擁護支援の取組状況等も踏まえた重層事業の効果的な取組方策の検討		

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

I：成年後見制度の見直し

成年後見に関する近時のニュース

(1) 報酬額についてのニュース

(2) 自治体における取組促進のニュース

(3) 成年後見を取扱う映画の製作

「親のお金は誰のもの 法定相続人」

I : 成年後見制度の見直し

成年後見制度の在り方に関する研究会、成年後見制度利用促進専門家会議の検討状況

(1) これまでの開催状況

[公益社団法人 商事法務研究会 | 成年後見制度の在り方に関する研究会 \(shojihomu.or.jp\)](http://shojihomu.or.jp)

[厚生労働省 成年後見制度利用促進専門家会議 \(第二期基本計画期間\) \(mhlw.go.jp\)](http://mhlw.go.jp)

(2) この会議において取り扱ってきた議論

I：成年後見制度の見直し

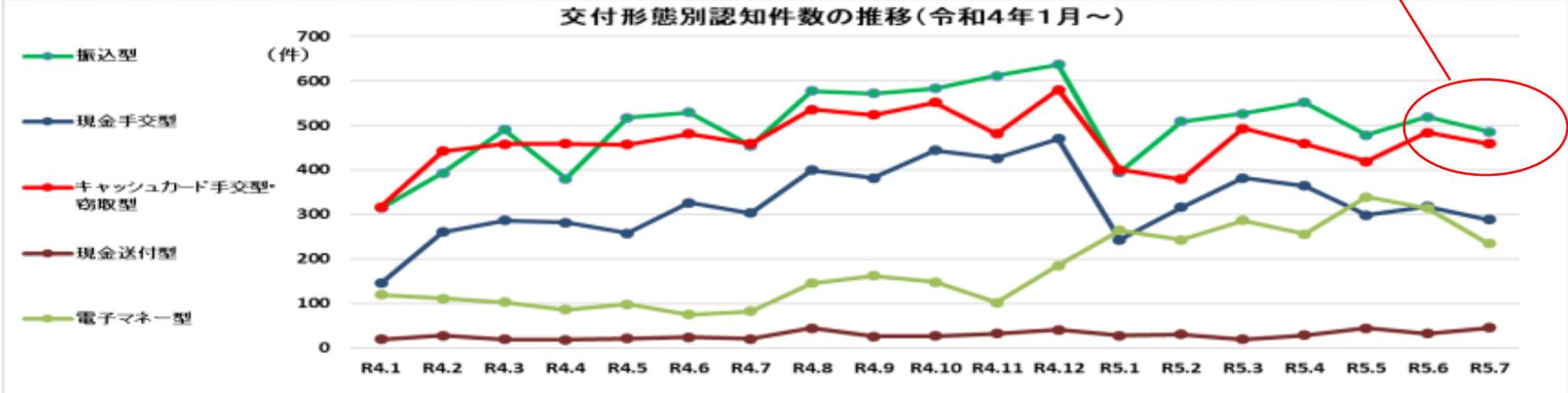
まとめ

II、III：「金融機関ATMの利用制限」と「代理人制度」

背景

キャッシュカードを介した取引と推定

2 交付形態別認知件数推移



3 高齢者（65歳以上）の被害状況

高齢被害者の割合 (法人被害を除く)	特殊詐欺全体		オレオレ詐欺		預貯金詐欺		架空料金請求詐欺		還付金詐欺		キャッシュカード詐欺盗		その他	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
	22.8%	58.1%	18.8%	77.9%	8.8%	90.4%	36.4%	21.1%	26.6%	52.0%	12.1%	87.1%	11.5%	10.5%
	80.9%		96.7%		99.3%		57.5%		78.6%		99.2%		22.0%	

出典：令和5年7月末における特殊詐欺認知・検挙状況等について
 警察庁：<https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/tokusyusagi/kouhou.pdf>

Ⅱ、Ⅲ：「金融機関ATMの利用制限」と「代理人制度」

悲しい現実

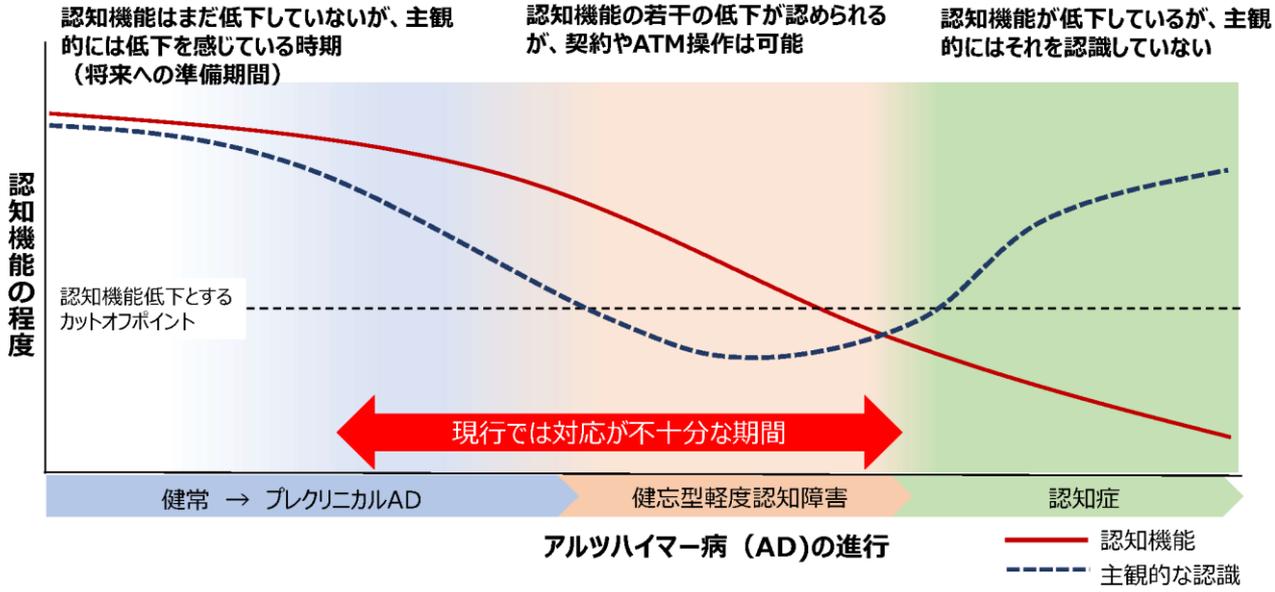
- ◎ 「特殊詐欺全体」の被害者の**80%**は65歳以上である
- ◎ 「フリコミ詐欺（オレオレ詐欺）」の被害者の**96.7%**は65歳以上である
- ◎ 「預貯金詐欺」の被害者の**99.3%**は65歳以上である
※預貯金詐欺・・・「払戻し金がある」「キャッシュカードを取り替える必要がある」と騙す手口
- ◎ 「特殊詐欺全体」の被害者のうち、**58.1%**は65歳以上の女性
- ◎ 「フリコミ詐欺」の被害者のうち、**77.9%**は65歳以上の女性
- ◎ 「預貯金詐欺」の被害者のうち、**90.4%**は65歳以上の女性

II、III：「金融機関ATMの利用制限」と「代理人制度」

前出の駒村先生資料より

10

認知機能の変化と自己評価（主観的な認識）



Ávila-Villanueva, M., & Fernández-Blázquez, M. A. (2017). Subjective Cognitive Decline as a Preclinical Marker for Alzheimer's Disease: The Challenge of Stability Over Time. *Frontiers in aging neuroscience*, 9, 377. <https://doi.org/10.3389/fnagi.2017.00377>

II、III：「金融機関ATMの利用制限」と「代理人制度」

POINT：2021年2月18日、全銀協報告書

「金融取引の代理等に関する考え方および銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方」が公表

I. 金融取引の代理等に関する考え方

1. 銀行界を取り巻く現状（代理取引の課題）

- ◆銀行の預金は基本的には本人の資産であり、預金を払い出す場合には預金者本人の意思確認が必要となるため、家族といえども預金者の預金を払い出すことはできない。
- ◆銀行においては、認知判断能力が低下した顧客との取引をする場合、民法上の法定後見制度である補助人、保佐人の同意を確認のうえ本人との取引を行う、あるいは成年後見人や任意後見制度にもとづく任意後見人を介して、代理取引を行うのが一般的である。
- ◆しかしながら、成年後見制度の利用者総数は2018年12月末で約22万人にとどまっている。
- ◆銀行の実務においては、ご家族に成年後見制度の利用を促しても、月々の費用や、第三者に家族の資産を委ねることへの抵抗感等を理由に制度を利用してもらえないケースがある一方、本人の医療費、施設入居費、生活費等の支払いに充当するため、親族等への預金の払出し（振込）を求められるケースも多々ある。
- ◆さらに、預金が僅少となり、投資信託等の金融商品しかまとまった資産が残っていない場合、親族等による金融商品の解約等（売却）を求められるケースも生じている。

II、III：「金融機関ATMの利用制限」と「代理人制度」

2021年2月18日、全銀協報告書

2. 状況別の対応の考え方

状況	本人に認知判断能力があるか				
	あり	なし*			
		本人取引	代理取引		
			代理権はあるか		
		あり	なし		
想定される取引形態	(1) 通常取引	(2) 認知判断能力が低下した顧客本人との取引	(3) 法定代理(成年後見人等)	(4) 任意代理(親族等)	(5) 無権代理(親族等)

※ 一部認知判断能力が低下しているケースも含む。

II : 「金融機関ATMの利用制限」

2021年2月18日、全銀協報告書

2. 状況別の対応の考え方

状況	本人に認知判断能力があるか				
	あり	なし*			
		本人取引	代理取引		
			代理権はあるか		
		あり	なし		
想定される取引形態	(1) 通常取引	(2) 認知判断能力が低下した顧客本人との取引	(3) 法定代理(成年後見人等)	(4) 任意代理(親族等)	(5) 無権代理(親族等)

※ 一部認知判断能力が低下しているケースも含む。



現実には発生している被害は、この状況で発生している



ATMの利用を制限する方向で検討

II：「金融機関ATMの利用制限」

2023年7月27日、特殊詐欺による被害を減らすため、警察庁が銀行業界に対して高齢者を対象にATMの利用を制限する案を示したことが報道された。

＜検討されている方針案＞

- ①名義人が65歳以上であること
- ②取引が1年以上ない口座であること

などを条件に

- 一回あたりの引出限度額を引き下げる
- 一日あたりの振込限度額を引き下げる

ことを検討している。

Ⅲ：「代理人制度」

2021年2月18日、全銀協報告書

2. 状況別の対応の考え方

状況	本人に認知判断能力があるか				
	あり	なし*			
		本人取引	代理取引		
			代理権はあるか		
		あり	なし		
想定される取引形態	(1) 通常取引	(2) 認知判断能力が低下した顧客本人との取引	(3) 法定代理(成年後見人等)	(4) 任意代理(親族等)	(5) 無権代理(親族等)

※ 一部認知判断能力が低下しているケースも含む。



介護・看護費用などのために、本人以外の親族が金融資産を売却したい



「制限付き」で利用できる方法を検討

Ⅲ：「代理人制度」

2021年2月18日、全銀協報告書

無権代理人との取引

- ◆ 親族等による無権代理取引は、本人の認知判断能力が低下した場合かつ成年後見制度を利用していない（できない）場合において行う、**極めて限定的な対応**である。**成年後見制度の利用を求めることが基本**であり、成年後見人等が指定された後は、成年後見人等以外の親族等からの払出し（振込）依頼には応じず、成年後見人等からの払出し（振込）依頼を求めることが基本である。
- ◆ 本人が認知判断能力を喪失していることを確認する方法としては、本人との面談、診断書の提出、本人の担当医からのヒアリング等に加え、診断書がない場合についても、複数行員による本人面談実施や医療介護費の内容等のエビデンスを確認することなどが考えられる。対面での対応が難しい場合には、非対面ツールの活用等も想定される。
- ◆ 認知判断能力を喪失する以前であれば本人が支払っていたであろう本人の医療費等の支払い手続きを親族等が代わりにする行為など、**本人の利益に適合することが明らかである場合に限り**、依頼に応じることが考えられる
- ◆ 無権代理の親族等からの払出し依頼に応じることによるリスクは免れないものの、**真に本人の利益のために行われていることを確認すること**などにより、当該リスクを低減させることができる。

Ⅲ：「代理人制度」

2020年12月13日、一社) 日本金融ジェロントロジー協会による報告書 「認知判断能力が低下・喪失した顧客の金融商品売却依頼に対する対応の在り方」

- ◆親族等からの売却依頼に応じることは、金融機関等にとって不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償責任を負うリスクは免れないものの、**同売却依頼が「本人のための費用」の支払いのためであることが金融機関等として確認できれば、自らの損害賠償責任リスクを極小化することができる**と考えられる。
- ◆従って、**いかにして「本人のための費用」であることをチェックするかが非常に重要**といえる。
 - ア.医療・介護関連費用
 - ◆**成年後見制度を利用していない場合の救済的対応**であることを踏まえると、資金使途は、医療・介護関連費用がまずは考えられる。これらの費用については、資金使途を確認するためのエビデンスの確認は必須と考えられる。エビデンスには、本人宛ての請求書のほか、親族等が支払ったことを示す領収書などがある。
 - イ.本人の生活費
 - ◆一方、本人の生活費については、日々の食費などエビデンスの確認が難しいといった事情や本人と生活を一にする者の生活費との区別が困難な場合があり、「本人のための費用」であることの認定が、本人宛の請求書等が存在する医療費等に比べて難しい。
 - ◆そこで、支出そのものに関するエビデンスがなかった場合、(i) 過去の本人の取引履歴データ等の分析等により検証する、(ii) 統計・指標等参考に社会通念上合理的と思われる一定の金額水準等の客観基準を検討する、(iii) 親族等からの申出金額に対する検証方法を検討する(家賃、食費、光熱費、税金等の内訳を顧客に提示してもらう等)などのいずれかの方法により、**親族等により申請される生活費が「本人のための費用」であることを確認することが考えられる。**

Ⅲ：「代理人制度」

2020年12月13日、一社) 日本金融ジェロントロジー協会による報告書 「認知判断能力が低下・喪失した顧客の金融商品売却依頼に対する対応の在り方」

金融商品売却後の資金の払出方法

ア. 銀行の場合

- ◆ 銀行は、親族等による不正防止の観点から、本人のための費用の支払であることを担保するために、本人の預金口座から、**医療機関や介護施設等の費用請求者への直接払い**とすることが考えられる。
- ◆ 親族等により立替払いがなされた場合については、不正防止に十分留意しつつ、資金使途や立替え払いに至った経緯（**直接払いとしなかった事情**）に合理性が認められると**金融機関等において判断される場合**については、立替払いをした親族等の口座への振り込みを行うことが考えられる。

代理人制度（制度の趣旨・概要）

- ◆ 将来の認知判断能力の低下・喪失に備え、金融資産を介護費用等に柔軟に活用したい顧客のために、金融商品の売却に関して、**事前に任意代理人を登録してもらう**取り組み（任意代理権の付与）。なお、民法上、本人の認知判断能力の喪失は代理権の消滅事由とはされておらず、本人の認知判断能力が低下・喪失しても、任意代理人の任意代理権は消滅しない。
- ◆ そこで、将来の認知判断能力の低下・喪失に備える制度としては、**本人の認知判断能力があるうちは任意代理人として行動し、本人の認知判断能力が低下した後は、任意後見制度に移行する制度（いわゆる任意後見制度における移行型）**とすれば、本人の財産の不正利用を最も効果的に防止できるということになる。

Ⅲ：「代理人制度」

2020年12月13日、一社) 日本金融ジェロントロジー協会による報告書 「認知判断能力が低下・喪失した顧客の金融商品売却依頼に対する対応の在り方」

- ◆しかしながら、任意後見制度を利用するには、任意後見契約を公正証書にて作成したうえで、裁判所において任意後見監督人が選任されるなど、手続き的負担が大きいということがあり、金融機関等として、任意後見制度の利用を望まない顧客に対する制度を用意することが現実的といえる。
- ◆金融機関等としては、本人に対して、**認知判断能力の低下・喪失後は任意代理人を監督する人がいなくなることや、任意代理人による権限濫用のリスク等について説明したうえで、任意代理人を登録してもらうことが考えられる。**
- ◆本人が自らの意思で任意代理権を付与するものであるため、任意代理権の範囲は本人に委ねるべきであり、金融機関等として、金融商品の種類や売却回数等について特段制限を設定する必要はないと考えられる。
- ◆もともと、本報告書における検討が、本人のための費用の支払いを目的とする趣旨を踏まえると、まずは**金融商品の購入は任意代理権の範囲には含めず、金融商品の売却のみ**とすることが考えられる。
- ◆本人のための費用の支払いとの趣旨を逸脱して任意代理人が売却を行うおそれもある（任意代理権の濫用）。金融機関等としても、任意代理人によるこうした不正を防止する観点から、一定金額以上の売却、一定回数以上の売却の場合に、**任意代理人に対して、売却後の金銭の資金用途を確認し、場合によっては資金用途に関するエビデンスの提出を求める**などの対応を行うことが考えられる。

Ⅲ：「代理人制度」

2020年12月13日、一社) 日本金融ジェロントロジー協会による報告書
「認知判断能力が低下・喪失した顧客の金融商品売却依頼に対する対応の在り方」

成年後見人や任意後見人との関係（任意代理権の失効）

- ◆ **成年後見人や任意後見人が就任した場合は、成年後見人等と当該任意代理人で異なる対応を行うおそれがある。**そこで、厳格な手続きが定められた成年後見制度を優先すべく、金融機関が、成年後見人等より後見開始に関する届出を受け、後見開始の事実を認識した場合は、成年後見人等と当該代理人との対応が異なる状況を回避する観点から、**当該任意代理権は失効させる設計とすることが考えられる。**

参考)

・全銀協

「金融取引の代理等に関する考え方および銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方（公表版）」
(<https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news330218.pdf>)

・一社) 日本金融ジェロントロジー協会

法人特別会員ワーキング・グループ報告書

「認知判断能力が低下・喪失した顧客の金融商品売却依頼に対する対応の在り方」

(<http://www.jfgi.jp/wp-content/uploads/2020/12/20201223【JFGI】法人特別会員WG報告書>)

まとめ

休憩

(14 : 50 ~ 15 : 00)

家族信託を取り巻く潮流②

～金融機関における家族信託への 取り組み状況

三井住友信託銀行 専門理事
中央大学研究開発機構教授
八谷 博喜 様



民事信託を取り巻く潮流

～資格者専門職による受託者支援の必要性～

2023年9月22日

中央大学研究開発機構教授
三井住友信託銀行専門理事
博士（法学）八谷 博喜

CONTENTS

1章 日本の高齢化の現状

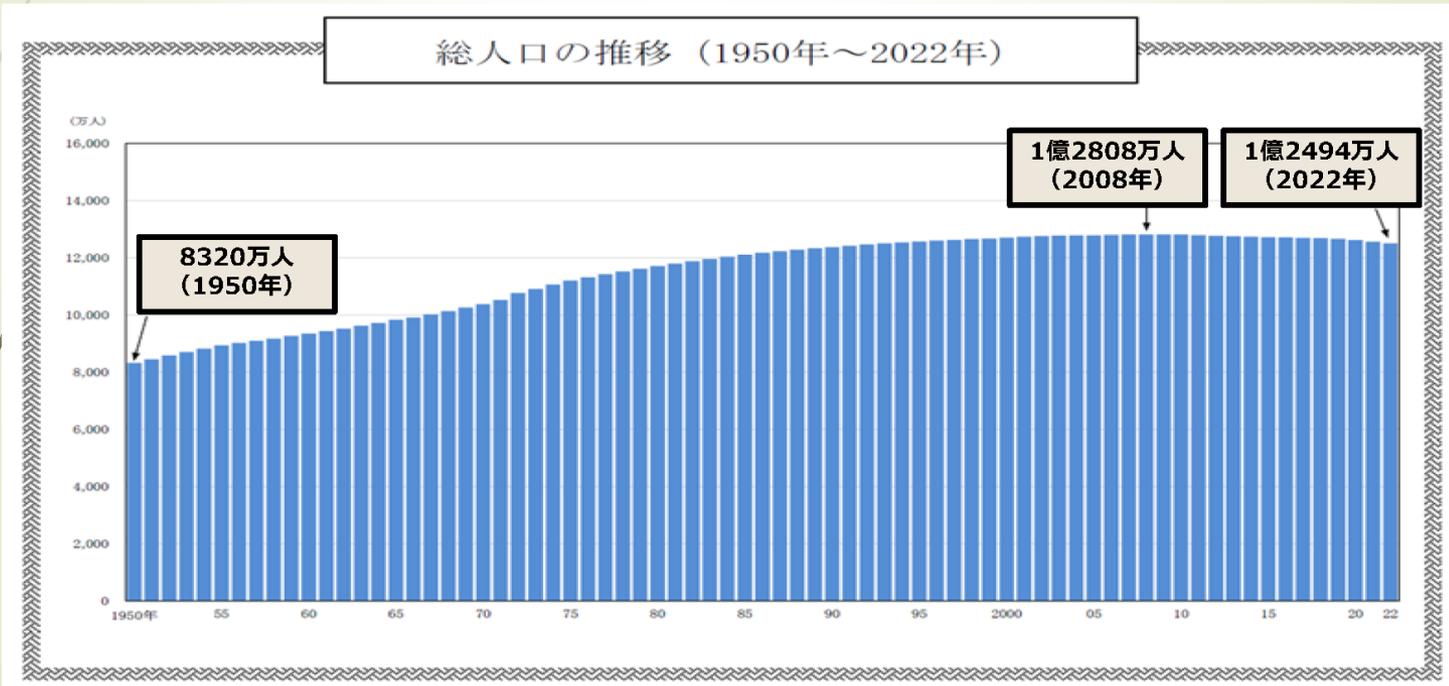
- 日本の「人口推計」、年齢区分別人口の割合（高齢者の割合）・・・2、3
- 高齢者、高齢社会の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 高齢化率（欧米）、高齢化率（アジア）・・・・・・・・・・・・・・・・・・5、6
- 健康寿命と平均寿命の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 認知症当事者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 高齢になると困ること①②③・・・・・・・・・・・・・・・・・・9～11
- 困ることの整理（国の成年後見制度での対応）・・・・・・・・・・12

日本の「人口推計」 (1950年~2022年)

「人口推計」 (2022年10月1日現在) (総務省統計局)

【全国人口】 **1億2494万人**

- 総人口は**56万人**の減少、**12年**連続の減少
- 日本人人口は1億2203万人で、前年に比べ**75万人**の減少となり、減少幅が11年連続で減少幅拡大 (外国人は**19万人**増)

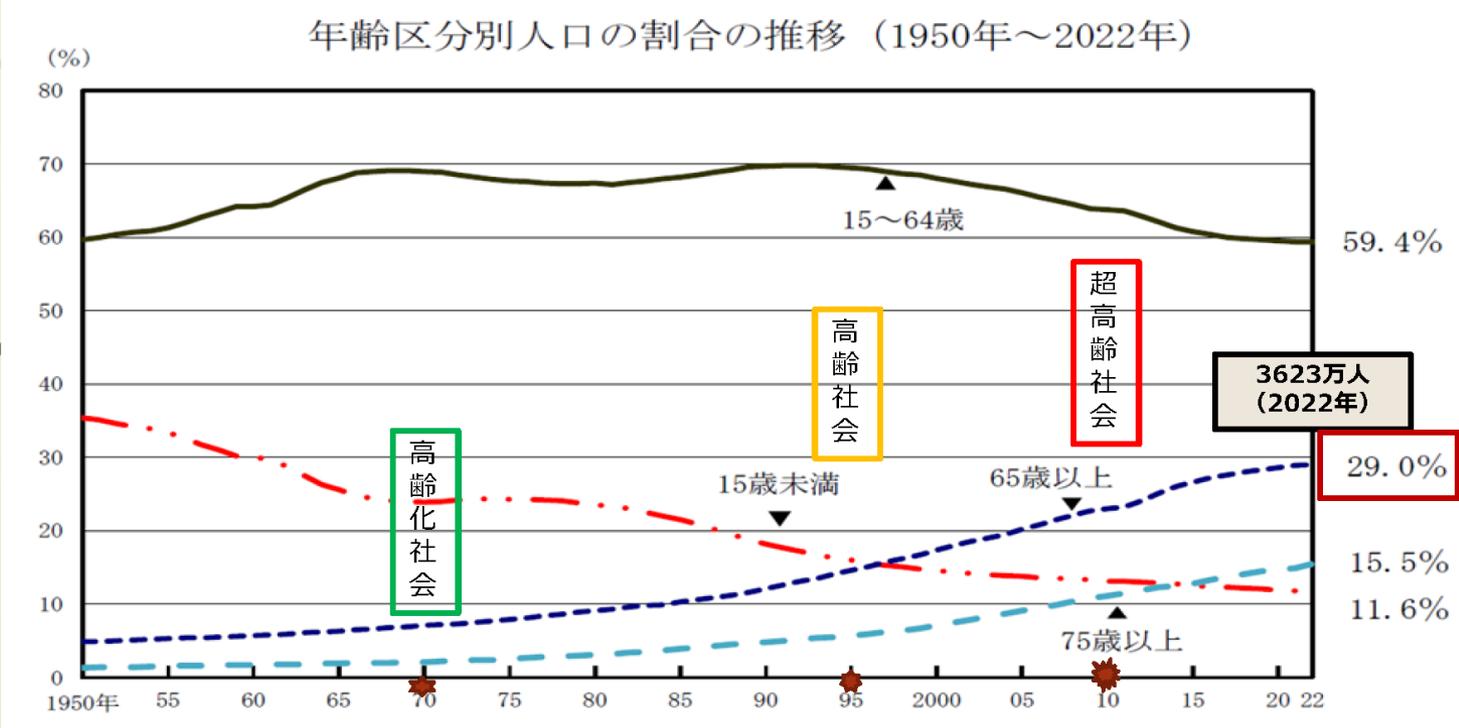


年齢区分別人口の割合の推移 (1950年~2022年)

「人口推計」 (2022年10月1日現在) (総務省統計局)

【65歳以上人口】 **3623万人**

- 65歳以上人口は**3623万6千人**で前年に比べ**2万2千人**の増加
- 75歳以上人口も**1936万4千人**で前年に比べ**69万1千人**の増加



高齢者、高齢社会（高齢化社会→高齢社会→超高齢社会）の定義

1 高齢者の定義は

- **65歳以上**の人のこと（国連の世界保健機関（WHO）の定義）

→ 最近では**75歳以上**を高齢者の新たな定義とすることが提案されている。

（日本老年学会・日本老年医学会）

2 高齢化社会とは

- 高齢化社会とは、65歳以上の高齢者の割合が「人口の7%」を超えた社会

→ 1970年から高齢化率**7.1%**を超え、高齢化社会へ突入。

3 高齢社会とは

- 高齢社会とは、65歳以上の高齢者の割合が「人口の14%」を超えた社会

→ 1995年から高齢化率**14.6%**を超え、高齢社会へ突入。

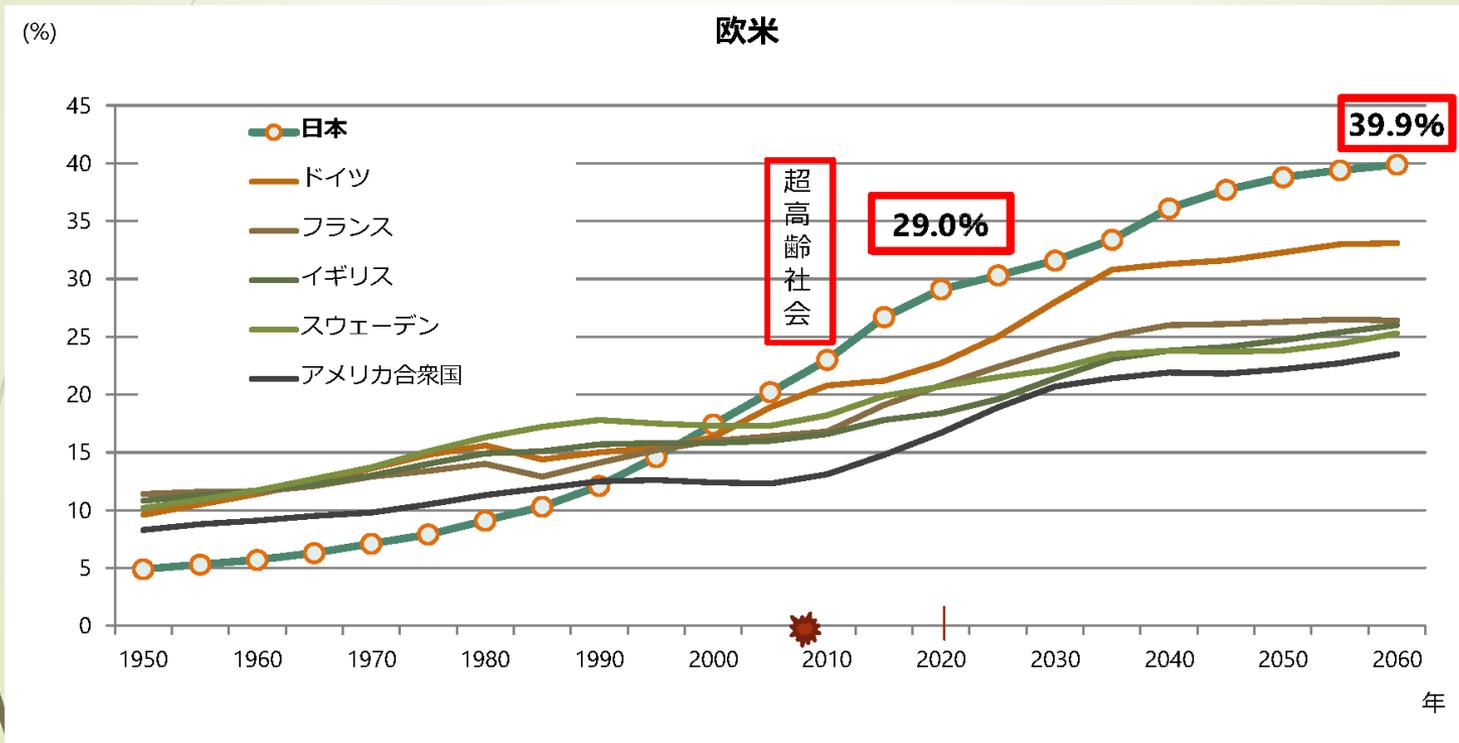
4 超高齢社会とは

- 高齢社会とは、65歳以上の高齢者の割合が「人口の21%」を超えた社会

→ 2010年から高齢化率**23%**を超え、超高齢化社会へ突入。

高齢化率 (欧米) = 人口に占める高齢者の数 (現在29.0%)

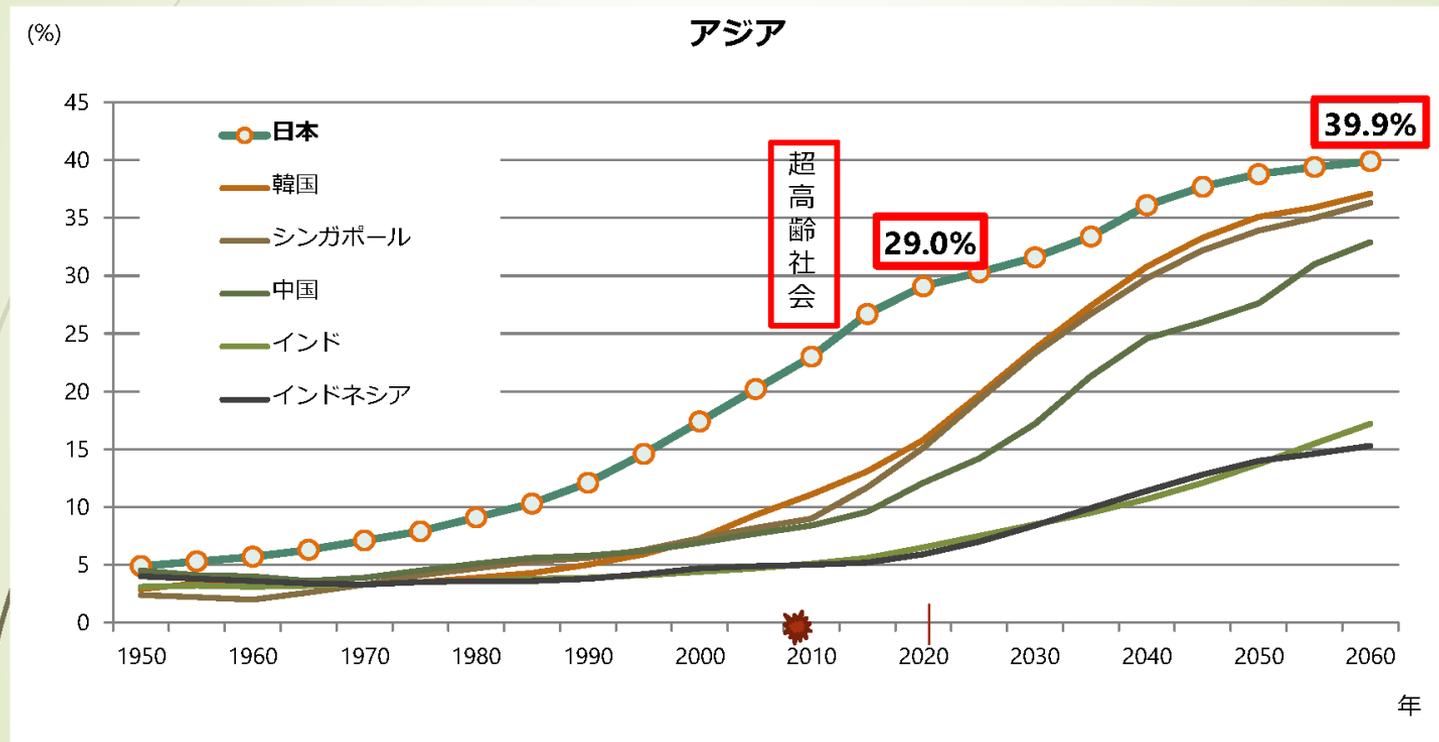
< 主要国における高齢化率の推移 >



資料：各国に関しては、UN, World Population Prospects : The 2015 Revisionのうち中位推計
 日本に関しては、2010年以前は総務省統計局「国勢調査」、2015年は、総務省統計局「人口推計」（平成27年国勢調査人口速報集計による人口を基準とした平成27年10月1日現在確定値）、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（出生中位・死亡中位推計）

高齢化率 (アジア)

< 主要国における高齢化率の推移 >

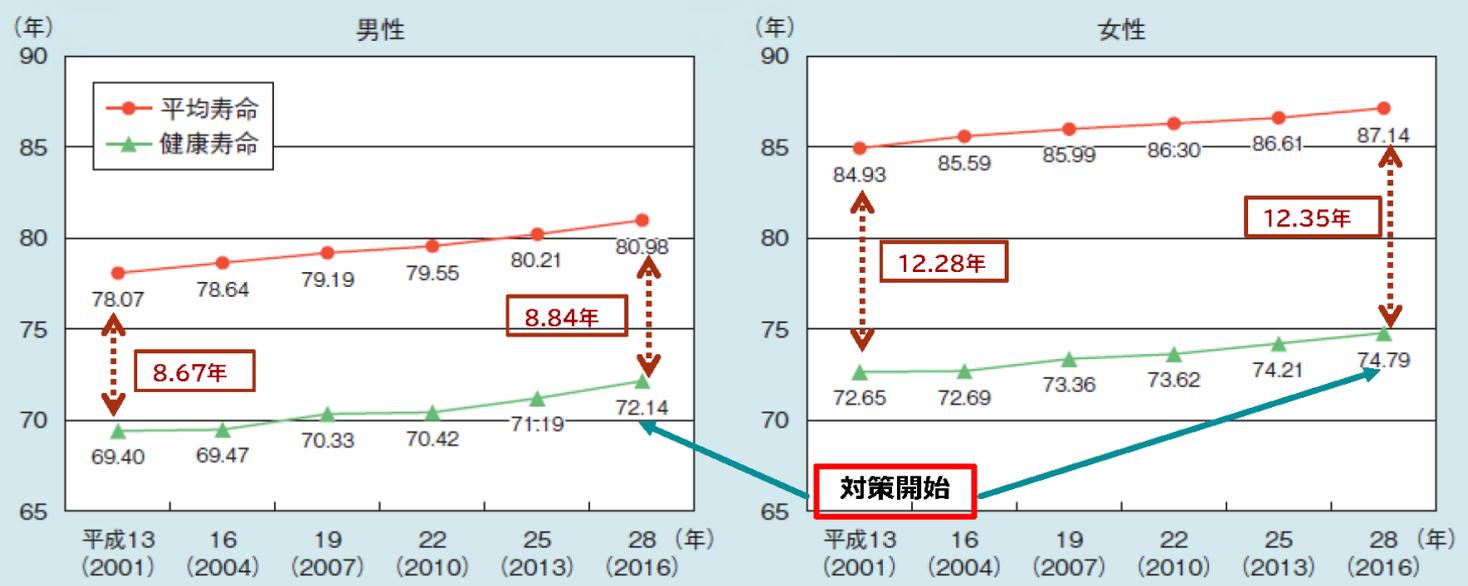


資料：各国に関しては、UN World Population Prospects : The 2015 Revisionのうち中位推計
 日本に関しては、2010年以前は総務省統計局「国勢調査」、2015年は、総務省統計局「人口推計」（平成27年国勢調査人口速報集計による人口を基準とした平成27年10月1日現在確定値）、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（出生中位・死亡中位推計）

健康寿命と平均寿命の推移

◆ 健康寿命と平均寿命の差は、男性で約9年、女性で約12年で、僅かであるが広がりつつある。

健康寿命と平均寿命の推移



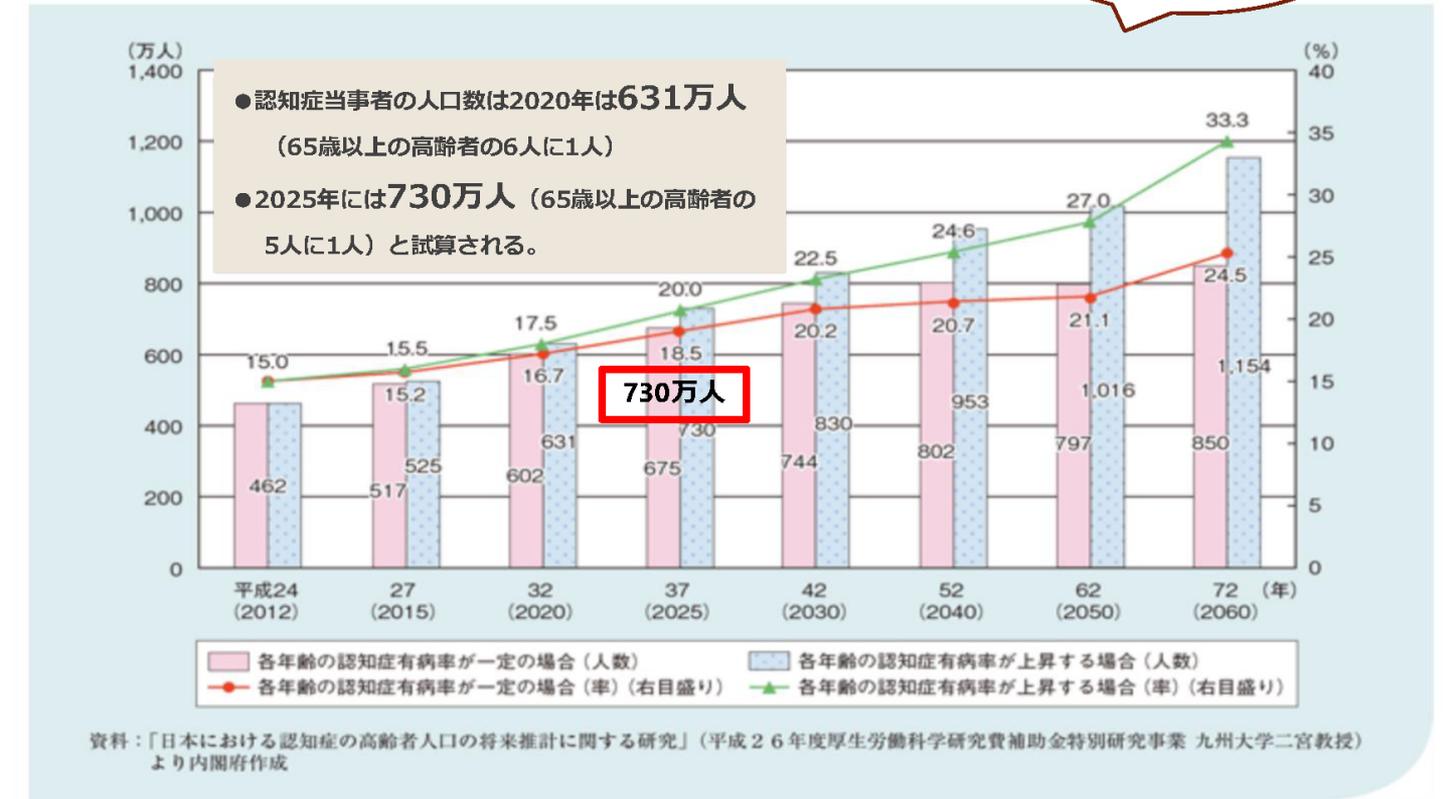
資料：平均寿命：平成13・16・19・25・28年は、厚生労働省「簡易生命表」、平成22年は「完全生命表」
 健康寿命：平成13・16・19・22年は、厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」、平成25・28年は「第11回健康日本21（第二次）推進専門委員会資料」

(出所)内閣府『平成30年度版高齢社会白書(概要版)』

認知症当事者数の推移

「認知症がごく当たり前の社会」
「認知症とともに歩む時代」

P3_2022年
高齢者人口
3623万人



高齢になると困ること①

高齢になり、認知症により判断能力が低下し、日常生活に支障をきたすようになると、他からのサポートが必要となります。

Q. それではどのようなことにサポートが必要となるのでしょうか？

1 生活、医療、介護関連 (身上保護*/事実行為)

* 身上を把握し、身上や財産に関する必要な行為を選択・決定する義務 (成年後見促進法)

【代表的なもの】

- 介護や家事
- 手術等の医療に関する同意
- 服薬の管理
- 通院や外出等の付き添い
- 老人ホーム等の介護施設との協議や要望の申し入れ

高齢になると困ること②

高齢になり、認知症により判断能力が低下し、日常生活に支障をきたすようになると、他からのサポートが必要となります。

Q. それではどのようなことにサポートが必要となるのでしょうか？

2 生活、医療、介護関連 (身上保護/法律行為)

【代表的なもの】

- 介護施設入居のための契約・費用の支払い②、適切なサービスがなされているかの監視等
- 医療に関する契約の締結、医療費の支払い
- 介護保険の認定申請、ケアプランの検討、介護サービスの締結等③
- 本人の状況に変化がないか定期的に訪問（生活状況の確認）

高齢になると困ること③

高齢になり、認知症により判断能力が低下し、日常生活に支障をきたすようになると、他からのサポートが必要となります。

Q. それではどのようなことにサポートが必要となるのでしょうか？

3 財産の管理、処分、承継（財産管理）

【代表的なもの】

- 預貯金等の管理・解約①、年金・給料の受け取り
- 不動産の管理・処分④
- 賃貸借契約の締結・解除
- 保険料・公共料金税金の支払い等
- 印鑑、預貯金通帳の管理
- ▲ 遺産相続手続き⑤

困ることの整理 (国の成年後見制度での対応)

高齢社会を支えるため、国は介護保険制度や成年後見制度等を導入して、社会全体で高齢社会を支えるシステムを整えてきました、こうした公的制度を活用し、将来自分が認知症等になった場合、「誰に、何を」どこまでサポートをしてもらうかを考えておくことは非常に重要です。

例【成年後見制度の活用が期待できる領域】

保護領域	項目	行為	後見人ができること
身上保護 (本人の生活、療養看護) 民法858条	生活、医療、介護 今回は、財産管理に注目！！	事実行為	×介護や家事
		法律行為	●介護施設入居のための契約・費用の支払い② ●介護保険の認定申請、ケアプランの検討、介護サービスの締結等③
財産管理 (本人の財産管理) 民法859条	財産の管理・処分	法律行為	●預貯金等の管理・解約① ●不動産の管理・処分④
	財産の承継		▲遺産相続手続き⑤

CONTENTS

第2章 民事信託の利用状況と信託の基礎

<利用状況>

- 民事信託の利用状況 14

<信託の基礎>

- 日本の信託の歴史 15
- 信託の特徴 16~19
- 信託法上の受託者義務 20

民事信託の利用状況

民事信託の業界全体の計数は存在しませんが、日本公証人連合会による公正証書による民事信託の作成件数は以下の通りです*。

* 『民事信託と後見制度を併用する場合の諸問題』 家庭の法と裁判45号160頁

(単位：件)

年		2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
民事信託件数		2,023	2,974	2,924	3,200	3,960
内容	信託契約	2,088	2,840	2,768	3,038	3,753
	遺言信託	83	76	65	87	94
	自己信託	52	58	91	75	113

日本の信託の歴史

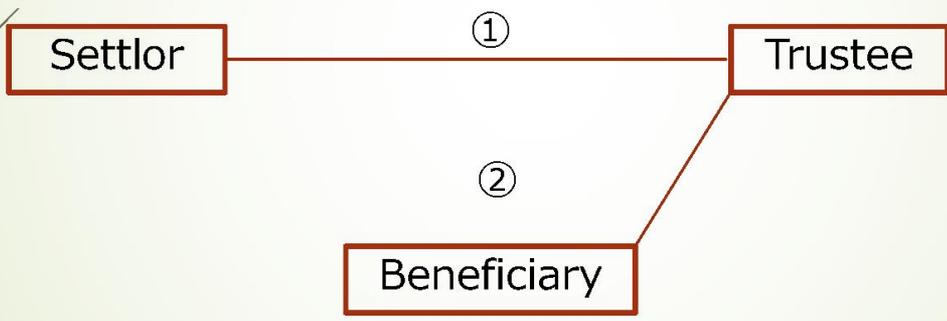
- 1 信託法の継受
 - アメリカからの信託思想
 - 信託は規制法であり、信託業法が主であり、信託法は従であった。

- 2 信託の歴史
 - 第1期 信託会社を中心
 - 1922年 信託法、信託業法の制定
 - ・金融行政の規制
 - 第2期 信託銀行が中心
 - 1943年 兼営法
 - 1951年 証券投資信託法
 - 1952年 貸付信託法
 - 第3期 信託の幕開け
 - 前期 1984年 土地信託第1号 証券投資が活発化
 - 後期 集団投資スキームに関する法制整備
 - 2000年 資産の流動化に関する法律
 - 2006年 改正信託法
 - 第4期 改正信託法の時代
 - 2016年頃 民事信託が本格化

信託の特徴

1 信託法の定義

- ①財産権の移転と財産の管理処分
- ②要物契約から諾成契約となったと言われるが財産権の移転が重要



パンデクテン体系

- ①物権的効果-物権変動
- ②債権的効果

信託の特徴

1 信託の定義 学説の対立

<通説>

債権説

↳ 完全権の移転と信託法（特別法）による修正

<四宮説>

実質的法主体性説

信託の特徴

1 信託の機能

①長期的管理機能

- ・意思凍結
- ・受益者連続
- ・受託者裁量
- ・利益分配

④集団的管理機能

⑤私益財産から公益財産への転換機能

⑤倒産隔離機能

信託の特徴

- 1 改正信託法の内容 法務省の説明
 - ①受託者義務の合理化（任意法規化）
 - ②受益者の権利行使の強化
 - ③受益者保護制度の整備（信託監督人、受益者代理人）
 - ④新たな信託類型の創設

- 2 改正信託法の問題点
 - ①信託の実質の軽視
（財産権の移転 効力の発生 地位の兼併）
 - ②受託者の義務の任意法規化
（善管注意義務、忠実義務、自己執行義務）

信託法上の受託者義務

1. 信託法上の受託者義務

受託者は、広範な権限（管理又処分及びその他必要な行為）を持つ（2条1項）。権限濫用・権限逸脱を防止するため、信託法上厳しい受託者の義務と責任が定められています。

主な義務	概要
信託事務遂行義務 ()は別段の定め	信託の本旨に基づき、信託財産の管理・運用・処分、受益者への給付等を行わなければならない。
善管注意義務(29.2)	善良な管理者の注意をもって信託事務処理をしなければならない。 <u>別段の定め</u> 。×免除
忠実義務(31.3)	利益相反行為の制限、競合行為の制限。別段の定め（通知の省略）。
公平義務	複数の受益者がいる場合には公平に職務を行わなければならない。
分別管理義務 (34.1)	信託財産の独立性確保のため、信託財産と固有財産・他の信託財産と分別して管理をしなければならない。 <u>別段の定め（不動産等以外の財産の分別管理）</u> 。×免除 <ul style="list-style-type: none"> 『不動産等』：信託の登記又は登録 『株券不発行株式等』：信託財産に属する旨の記載・記録 『動産』：外形上区別できる状態で保管（金庫を分けて保管等） 『金銭、預金債権等』：計算を明らかにする方法（帳簿管理）
帳簿等の作成・報告・保存義務 (37.3)	信託帳簿等の書類を作成・保存しなければならない（強行規定）。また、毎年1回、一定の時期に貸借対照表、損益計算書その他の書類を作成し（強行規定）、その内容について受益者に対して報告しなければならない（ <u>別段の定め</u> 、軽減・免除可能）。

損失てん補責任	受託者がその任務を怠ったことにより、信託財産に損失が生じた場合、または変更が生じた場合、受益者の請求により、受託者は損失のてん補または現状の回復の責任を負います。
---------	---

CONTENTS

第3章 民事信託の担い手である資格者専門職の支援の必要性

- はじめに 2 2
- 民事信託の課題・本質の理解 2 3
- 民法（遺留分、成年後見制度）の理解 2 4
- 受託者義務の理解とその説明責任 2 5
- <参考>
- 【図表1】 信託業法における受託者の引受時の行為準則からの視点 2 6
- 【図表2】 「司法書士行為規範」と「民事信託業務に関するガイドライン」 2 7

はじめに

民事信託の制度的課題、実務的課題を払拭するために、信託組成に関与する資格者専門職は、締結する信託契約書の説明にとどまらず、信託法上の受託者義務、信託法の規定と異なる内容の信託行為を規定する場合にはその信託行為と信託法上の関係について、法律専門家として高度な説明責任を求められることとなります。以下のような基本的な理解が必要と思われます。

民事信託の課題・本質の理解

民事信託は、日常的な売買等とは違い、当事者のみでの信託の設定や設定後に適切な運営をすることはできません。民事信託の受託者は、民法全般との整合性を図りつつ、緩和も一部可能ではあるものの信託財産の管理・処分を信託銀行等のプロと同じように行わなければならない、善管注意義務、分別義務、忠実義務等を確認果たさなければなりません。また、帳簿の作成や保管の義務、契約書の保管の義務、受益者への報告義務があり、家族間における信託といえども他の信託と何ら変わりはありません。信託法は任意法規化されましたが、信託である以上受託者義務の緩和には限界があることの理解が必要です。

民法（遺留分、成年後見制度）の理解

信託法は、信託制度の基本となる実体法であり、「民事実定法の基本をなす民法その他の民事法全般との整合性を図ることはもちろんのこと、民事手続法（民事訴訟法、民事執行法など）や倒産法法制との整合性にも十分配慮した法制とすべきことは言うまでもない。」*1とされます。筆者の属する金融機関では、遺留分の侵害が明らかであるものに対して信託口座の提供は原則していません。資格者専門職の一部に信託行為には民法の遺留分規定の適用はないとの意見もありますが、信託行為には民法の遺留分規定の適用があるとする考え方が主流であり争いはありません*2。

*1 「信託法改正要綱試案に対する意見書」2頁（2005年8月26日、日本弁護士連合会）。

*2 遺留分制度を潜脱する意図で信託制度を利用しており、公序良俗に反するとして、信託設定の一部無効の判決を示した（東京地裁平成30年9月12日判決金法2104号78頁）。

受託者義務の理解とその説明責任

契約締結時、信託期間、信託終了時における受託者義務について理解し、法律知識のない一般の家族の受託者が理解できるような信託の組成、契約書の作成を行い、契約当事者に理解させることが必要です。契約書の作成においては、ドラフトの作成者（提示）としてではなく、委託者の意向を汲み取った形での契約書の作成が重要です。信託法と信託契約における信託条項の関係においても、どの条項が信託法によるデフォルトルールでどの条項が別段の定めによる任意規定であるかについて十分に説明しなければなりません*1。委託者の知識、経験、財産の状況及び信託契約を締結する目的に照らして適切な信託の組成を行い、委託者の保護に欠けることのないようにすべきであり、これは信託業法の行為準則と同じ視点です。次頁【図表1】，【図表2】参照。

*1 東京地判平成30年10月23日金法2122号85頁 信託契約において受益者と受託者との合意により信託を終了することができる旨の別段の定めがある場合、信託法の規定を排除できるとされた事例。

【図表1】 信託業法における受託者の引受時の行為準則からの視点

「引受時の行為準則」（信託業法24条～26条）

- ①委託者に対し虚偽のことを告げる行為の禁止（信託業法24条1項1号）
- ②委託者に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げる行為の禁止（同項2号）
- ③委託者の知識、経験、財産の状況及び信託契約を締結する目的に照らして適切な信託の引受けを行い、委託者の保護に欠けることのないように業務を営まなければならない（同条2項）
- ④信託の目的、信託財産に関する事項、受益者に関する事項についての説明義務（同法25条本文）
- ⑤契約締結時の書面交付義務（同法26条）が規定されており、書面により16項目の説明を要する

【図表2】 「司法書士行為規範」と「民事信託業務に関するガイドライン」

◎ 「司法書士行為規範」（2022年6月可決、2023年4月1日施行、日本司法書士会連合会）

司法書士倫理規定が一部改正して成立した司法書士行為規範第11章において、民事信託支援業務に関する規律が成立した。財産管理業務とは別の独立した規定「民事信託支援業務に関する規律」として、民事信託設定時の委託者意思の尊重と正確な情報の提供（同80条）、信託設定後の継続的な支援（同81条）が規定された。

◎ 「民事信託業務に関するガイドライン」（2022年12月16日、日本弁護士会連合会）

民事信託の特質に合わせたアレンジの必要性、民事信託を正しく利用する目的、民事信託の健全な発展等を目的に策定された民事信託業務に関するガイドラインが策定され、民事信託業務を行う際の留意点（契約時の意思確認、信託期間の継続的な関与・監督等）について会員へ示された。

終わり

ご清聴ありがとうございました。

<MEMO>



家族信託普及協会クレド(「約束」)

私たちは、肩書や保有資格に関わらず、家族信託制度を真摯に学ぶことを通じて、お客様の相続や資産管理に関する問題を解決するプロフェッショナルたろうと考えています。

私たちが考えるプロフェッショナルとは、

- ・お客様のお話を傾聴し、その想いを正確に受け止めること
- ・分かりやすい言葉で、お客様が理解・納得できるような説明・打合せができること
- ・私たちと接して下さったお客様には、必ず安心して笑顔を持ち帰っていただくこと
- ・自分がプロとして未完成であることを率直に認め、謙虚な気持ちで学び続けること
- ・全ての出会いが「学ぶ機会」であると意識すること
- ・自分が発した言葉、書いた文章に責任を持つこと
- ・「信頼」こそが私たちの財産であり、約束は必ず守ること

ができる人であると考えており、私たちはそのための努力を怠りません。

私たちは、今日よりも明日、今年よりも来年、より質の高いサービスを提供できるようになれる自分に、誇りを持っています。

お客様が私にお話しいただいた内容は、お客様の問題解決のためだけに使用し、私自らの営業活動のためには決して使用しません。

行動指針

1. 誰に対しても丁寧に礼儀を忘れることなく傾聴し、相手の真意・想いをきちんと受け止めます
2. 難解な法律用語を避け、誰でも理解・納得できる平易な言葉を使うように心がけます
3. 委託者の想いをないがしろにし、一部の者に利益誘導するような意図のある依頼は受任しません
4. 依頼人は、委託者の家族・親族全員であることを認識し、「依頼人の課題解決」に最善を尽くします
5. 報酬基準の明示と概算見積(総費用)の事前提示を徹底し、依頼人に安心・納得いただきます
6. 虚偽の実績を誇示すること(誇大広告)、著しく安い報酬を提示すること(不当廉価)、家族信託なら「暦年贈与ができる」「節税できる」など誤解を招く謳い文句で説明すること(不当誘致)はしません
7. 違法・脱法行為を意図した依頼、またそれらの行為の手助けとなり得る依頼には一切関与しません
8. 自分の専門外の分野は、当該分野の専門職を紹介できるネットワークを構築し、チームとしてコンサルティングサービスを提供します
9. 「無知は罪悪」であることを忘れず、関連する法規及びそれらの関係税法に関する解釈・法改正・判例・通達・実務的運用について学び続け、情報収集を怠りません
10. 未完成な自分を常に自覚し、知識・コミュニケーション力・コンサルティング力の向上に取り組みます

信託設計における基本姿勢

1. 直接委託者から想いや希望を伺っているか
2. 家族全員が参加をする「家族会議」に同席することを前提に、家族の想いや希望も踏まえた施策を検討・実行することについて、委託者及びその家族全員の合意は得られているか
3. 将来リスク(資産凍結、争族、税務、家族構成・社会の変化)を考慮・説明したか
4. 家族信託以外の施策についてもメリット・デメリットを比較検討・説明したか
5. 家族信託と遺言・任意後見等の併用策について検討・説明をしたか
6. 信託の設計や信託契約書の内容について第三者の確認を得たか(セカンドオピニオンをもらったか)
7. 不測の事態が生じて、契約の変更・終了を含め対応可能な備えができていないか
8. 信託契約書の各条文の内容、条文を置く意味を依頼人家族及び第三者に説明できるか
9. 依頼内容に関する総費用につき事前見積をし、納得して依頼をもらったか
10. 専門職間で共同受任する際の報酬のシェアについて、事前に明朗な取り決めをしたか
11. 「信託組成はゴールではなくスタートである」という認識の下、信託組成後の実務及び定期的なフォロー体制について、委託者・受託者及びその家族に説明をし安心してもらえたか
12. 定期的な家族会議の開催を促し、必要に応じていつでもそこに同席することを説明したか